

平成14年厚岸町議会第4回定例会		
平成14年度各会計補正予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成14年12月11日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年12月16日 午前10時01分
	閉 会	平成14年12月16日 午後 6時11分

1 出 席 委 員 並 び に 欠 席 委 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○			
以上の結果 出席委員 18名 欠席委員 0名					

1 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	教 委 生 涯 学 習 課 長	松 浦 正 之
助 役	大 沼 隆		
収 入 役	黒 田 庄 司	監査事務局長	阿 野 幸 男
総 務 課 長	田 辺 正 保	農委事務局長	農 政 課 長 兼 務
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	教 委 体 育 振 興 課 長	澤 向 邦 夫
まちづくり 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫		
税 務 課 長	大 野 榮 司	水 道 課 長	山 崎 国 雄
町 民 課 長	久 保 一 將	病 院 事 務 長	大 野 繁 嗣
保健福祉課長	古 川 福 一	特別養護老人 ホーム施設長	藤 田 稔
環境政策課長	松 澤 武 夫		
農 政 課 長	西 野 清	デイサービス センター施設長	玉 田 勝 幸
水 産 課 長	小 倉 利 一		
商工観光課長	高 根 行 晴	給食センター 所 長	沖 弘 一
建 設 課 長	北 村 誠		
監 査 委 員	今 村 實		
教 育 長	富 澤 泰		
教委管理課長	柿 崎 修 一		

委 員 長 委員会を開会いたします。

開会時刻 10時01分

委 員 長 第3款民生費、第2項、4目の児童福祉施設費です。42ページからになっております。

4目児童福祉施設費ございますか。

(「谷口さんの保留」の声あり)

委 員 長 谷口さんの保留でしたか、すみません。失礼しました。

11番、谷口さんの質疑からですね。資料の要求が……

(「いやいや資料って、資料が出たけれども」の声あり)

委 員 長 はい、それがありまして、お手元の資料出てますね。

(「何人いるかっていうのを聞いたのだけれども」の声あり)

委 員 長 答弁からいきます。

失礼いたしました。先日に引き続きまして、11番さんの答弁、それからお願いいたします。

保健福祉課長。

保健福祉課 平成14年度10月までの延長保育の状況につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、真竜保育所でありまして、平日、早朝、これは7時50分から8時30分までの延長ですけれども、平均で38人、午後5時から5時30分までの時間につきましては、平均で34人、また土曜日につきましては、午前、これも時間帯は同じですけれども、朝は平均12名、それから午後からは10名というふうになっております。

次に、その下の厚岸保育所でありまして、早朝につきましては、平均で28人、午後は13名、土曜日につきましては、早朝につきましては平均12名、午後からは10名というふうになっております。

次に、宮園保育所でありまして、早朝は平均19名、午後からは21名、土曜日は早朝9名、午後からは10名、奔渡保育所でありまして、早朝が10名、午後は5名、土曜日は早朝が4名、午後からは8名というような、平均人数であります。

以上でございます。

委 員 長	11番。
1 1 番	現在、このように延長保育を行われているわけですがけれども、私、今回特にお尋ねしたいのは、午後の延長保育についてお伺いしたいのですが、5時30分まで今やっていますよね。この5時30分ぎりぎり、あるいは5時30分を超えるような父母のお迎があるのかどうなのか、その辺ちょっと、どのくらいあるかお伺いをいたします。
委 員 長	保健福祉課長。
保健福祉課 長	詳細なデータがありません。申しわけございません。 一番状況的に多いのは、真竜保育所というふうになっておりまして、10日間で3名程度、時間の、正確に言うと30分を1分でも過ぎたらという問題もございますけれども、そういう意味では平均、真竜で申し上げますと月平均で34名とありますけれども、10日で3人ぐらいだという状況でございます。
委 員 長	11番。
1 1 番	厚岸は、このように延長保育をやっているわけですがけれども、釧路市の方とも、そのまま比較にするわけにはいかないと思いますけれども、相当以前は4時ぐらいまでしか保育をしていなかったという時代もありますから、そういうことからすると、延長保育まで進んでくると。以前の4時ぐらいのときには、寒い時期にはオーバーを着せて職員室でお母さんの来るのを待っているというようなことまで行われていたのですがけれども、今5時半の延長保育なのですがけれども、父母の近年の状況だとか、そういうことから、やはりあと30分ぐらい延長できないかというような声もあるのですがけれども、これらについて、やはり保育所を限ってでもいいから延長保育などを考えていくべきではないのかなと。仕事によっては、やはりこの時間に迎えに来るということはなかなか大変な状況にあるのではないかなというふうに考えますけれども、それらについてはどのように考えているかお尋ねをいたします。
委 員 長	保健福祉課長。
保健福祉課 長	さらに30分延長というご質問でありますけれども、今保育延長の経過についてもお話がありましたけれども、この延長保育をするに当たって、例えば真竜保育所ですと3名を配置をしなければならないということになっておりまして、さらに30分延長しますと、ご質問では保育所を限定してというお話もありましたけれども、この辺については、さらに30分延長になりますと、相当また費用がかかってまいり

ます。その費用の問題とこの30分間延長する要望とどのくらいあるのかということについては、しっかりとした数字を持っておりませんので、この辺の、どのくらいの方がさらに30分延長を希望しているのか、こういったニーズも的確に調査をしなければならないというふうに思うところでありまして、その辺の問題で、要求と財政的な裏付けと、こういったものを総合的に勘案しなければならないというふうに思っておりまして、ただ地域の事情を十分わかりますし、しかしながらその要求にこたえられない今日的な地方財政の問題もありますので、まずこの辺の、30分さらに延長の要望がどの程度あるのか調査をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

11 番

いいです。

委員長

よろしいですか。

11 番

はい。

委員長

他に4目ございますか。

(なし)

委員長

なければ先に進みます。

46ページをお開きください。

5目児童館運営費。

ありませんか。

(なし)

委員長

なければ先へ進みます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

ありませんか。

(なし)

委員長

なければ先へ進みます。

2目健康づくり費。

11番。

11 番

今、社会問題になっているのですけれども、ドメスティック・バイオレンスですか、家庭内の暴力、これについて厚岸町内でそういう事案があるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課
課長

この問題につきましては、相談としては町民相談という形の中で町民課を窓口にしましたし、同時にまた、私どもでは福祉の窓口でありますから、同時にこちらの方でももちろん受けますし、そういう意味では、相互が連携をとるという形になっているという体制をとっております、こういう中にあるとは、今のところ相談は町民課にも私どもの方にも、今のところは寄せられていないというような状況でございます。

委員長

11番。

11番

そういうことに対しての広報活動はされたのですか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課
課長

今のところしておりません。申しわけございません。

委員長

11番。

11番

これだけ社会問題になっていて、できれば生命にもかかわる問題も起きているわけです。たまたま厚岸町で全くないのかというのは、実態も調査されてないわけでしょう。そうですね。そうすると、そのあたりの実態調査等やはり広報活動をきちんと進めていくということが大事ではないのかなというふうに考えますけれども、その辺ではいかがなのでしょう。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課
課長

ご質問のとおりでございます、管内的にもようやくそのネットワークづくりが進められてきた状況でありまして、そういう意味では、私どももそういった周知の方法も含めて整ってない状況でありまして、大変申しわけなく存じますし、こういった問題に対する相談の窓口の問題も含めて、関係各課で協議しながら周知を徹底してまいりたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

11番。

11番

具体化はいつごろになりますか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課
課長

早急に周知をしてまいりたいというふうに思っています。

どの時期かということについては今申し上げられませんが、どういう方法が一番いいのかも、さらに検討を加えなければならないというふうに思いますので、いずれにしても、早急に周知できるようにしてまいりたいというふうに思います。

11番

以上です。

委 員 長	2 目他にございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ前へ進みます。 3 目墓地火葬場費。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	4 目水道費。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	6 目乳幼児医療費。 (な し)
委 員 長	なければ先へ進みます。 2 項環境政策費、1 目環境対策費。 ありませんか。 (な し)
委 員 長	4 目ごみ処理費。 ありませんか。 (な し)
委 員 長	先へ進みます。 5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。 11 番。
1 1 番	農業委員会費でお尋ねしたいのですが、農業委員会の経費もどんどん削られてきているのですが、農業委員会の全道の研修大会というのがあるのです。ところが、いつの間にかこの研修大会の旅費が削られてしまっているのですけれども、この経緯について説明をお願いいたします。
委 員 長	農政課長。
農政課長	お答えをさせていただきます。 この農業委員会の研修会、農業委員の研修ということで年一、二度の会議が予定をされているわけでありますが、これまでは委員さん19名おるわけでありすけれども、周期的に何交代かで出席をいただくという形で予算の要求をしているところ

でありますけれども、現実にはそういった形にはなっていないという状況で、先般も農業委員会の中でこのことについてご指摘を受けているという状況でありまして、ここにおいては、できるだけいろいろな工夫をしながら、例えば車を使うなどの形をとりながら委員さんの参加に努力をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

委 員 長

11番。

1 1 番

今、農業問題がいろいろ山積してますよね。米作地帯は米作地帯の問題を抱えているし、ガットの問題だとか、それから畜産地帯はBSEを初めいろいろな問題を抱えていて、その中で北海道の農民の代表が一堂に会せる機会なのです。1年に1回。それでこの間も農業委員会での問題を提起したら、厚岸は会長1人だったと、ほかの町はみんな何人かを引き連れて参加していると、これはどういうことなのか。

委 員 長

農政課長。

農政課長

釧路管内的に見ますと、他の町村についても厚岸と同様な状況が見られるというようにもございしますが、やはりこういった状況の中で、開催場所が札幌だという部分もありまして、非常に予算的な問題があるわけでありまして、そういった部分で前回もご指摘をいただいたところでもあります。

これからは、やはり先ほど申し上げましたように、もっと方法を考えながら人員の予算の獲得に努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

委 員 長

11番。

1 1 番

農業委員会も大半が選挙で選ばれた農業者の代表なのです。議会は町民から選ばれて選出されて議員になっているわけです。議会の旅費がある日ぽちと切られたなどということがありますか。何で農業委員会だけが切られちゃうのですか。財政はこういうふうに考えているのですか、この問題について。

委 員 長

行財政課長。

行 財 政
課 長

予算の関係で、私の方からご答弁申し上げますけれども、今年からは枠配当予算ということの中で編成させていただいた、その前までは一件審査でやってきてございます。

ですから、予算の枠の中で担当部局で考えてほしいということです。そういう予

算編成をやったわけでございますけれども、枠自体の厳しさも確かにあろうかと思
います。

ただ、今言われている研修の大切さということは、財政当局も含めて、町長の方
針もでございますけれども、これはやっていくべきということもございますので、そ
れらを含めて、今これを選挙で選ばれた代表であるということを踏まえて、新年度
予算の中でどう反映できるかちょっと大変厳しい財政状況で難しいところもありま
すけれども、いずれにいたしましても、今の意見を踏まえながら、財政当局といた
しましては査定に当たってまいりたいというふうに思います。

委 員 長 11番。

1 1 番 復活させないのですか。今年度は無理としても、新年度は。

委 員 長 行財政課長。

行 財 政 課 今年度も、実は枠配当予算ということで総体配分を行ってございます。枠外もご
ざいますけれども、農業委員会の自主的判断の中で上がってくる中で、財政当局と
いたしましては協議をしてまいりたいというふうに思いますので、今復活するしな
いということは、ここでは明言を避けていきたいと思います。

1 1 番 いいです。

委 員 長 いいですか。

1 1 番 はい。

委 員 長 1 目他にございますか。

 (な し)

委 員 長 なければ先へ進みます。

 2 目農業振興費。

 9 番。

9 番 委員長、ちょっとはみ出るおそれがございますが、はみ出たようでしたら直ちに
注意をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしく願いいたします。

 農業振興、ここに中山間地域等直接支払制度があります。減額補正をしている。
これは休耕田となりますと水田になりますが、大分遊休農地がございます。いわゆ
る商売を辞めたもの、農地はあると。この辺には支給されていないものなのですね、
どうなのです。そこら辺ちょっとお知らせ願いたいと思います。

委 員 長 農政課長。

農政課長 | この中山間の直接支払制度につきましては、現農業を経営している、その農地に対して支給の対象となっているということから、この遊休農地についてはその分から外されているということでございます。

委員長 | 9番。

9 番 | ところで、農業振興には国もこの上ないぐらいの手厚い保護、これでもかこれでもかというぐらい手厚い保護で現在までできております。その中で、この間の3番委員の質問の資料の中で、トライベツ、太田、片無去は一生懸命やっているのがどうか、恵まれた土地のせいか遊休地はゼロと。それに反して尾幌、上尾幌、別寒辺牛、これは農協は太田農協でなく厚岸農協ですか、全牧草地の農地の半分までもいかなければ、別寒辺牛は47.62ですか、これは遊休地が、上尾幌を16.27と大変な面積がただ放置されている現状だと。

しかもこれを見ますと、一つの例に別寒辺牛、これは太田農協と地続きですね。この中で太田は100%利用している。片や別の農協の方の所管20%から40何%ですか遊んでいる。同じ地質の同じ条件の中で、片方は完全に利用され、片方はこんなに大きな遊び場所があると、全部これまでこの造成には国費も町費も投入されてきた歴史がございます。これどう考えておられますか。これは農業振興全般にかかわる問題です。この考えがどうするかによって、この予算のつけ方もありますから、どう分析されておられますか。

委員長 | 農政課長。

農政課長 | この遊休農地の問題でございますが、別寒辺牛地区、それから尾幌地区においては、この5年間で28戸の方が営農を中止されているということでもあります。これは失礼しました。町内でこの5年間に28戸の営農を取りやめとなっているところでありまして、このうちの20戸が尾幌と、それから別寒辺牛の農家でございます。

お話ありましたように、この土地余りの問題については、当町の本当に大きな農業の先行きに対する不安があるわけでありまして、発生の原因というのは、やはり離農が原因であります。どうして離農するかというと、やはり経営の負債の問題、これらが、それと後継者がいないという問題が大きなウエートを占めているわけがありますけれども、こういったことを解消するためには、やはりおっしゃられましたとおり、農政の施策の問題、それから農協自身の経営指導の問題、こういったことが大きくかかわるわけがあります。

それで、なぜ別寒辺牛地区にこういった状況が集中したかということでございますけれども、これについては、やはりいろいろな見方があると思いますが、やはり営農を安定させるということは、やはり農業は土地が主体でありますから、この土地の立地条件のよしあしというのが非常ににかかわってくるというふうと考えられます。

太田地区と比べてみましても、非常に太田の場合は平たんで大きな面積が確保できるという状況にもありますけれども、別寒辺牛地区については、非常に立地的に、地形的にも非常に沢等が入り組んでおりまして、非常に狭い飛び地の農地が多いという、こういった基本的なこともございます。さらには、これまでの営農方針というか、指導方針についてもやはり問題があるのではないかというふうに思われます。

過去にさかのぼれば、この別寒辺牛地区につきましては、開拓農協という零細な農協から引き継ぎを受けた地域でもありまして、そういったことから、基本的に体力がない形ですとこれまで経営をやられてきたと。なかなか拡大志向というか、安定志向に向かわれなかったというようなことが大きな原因ではないかというふうに考えております。

委員長

9 番。

9 番

よく、もっとも農政課長、あなたの責任を追及しているわけではありませんから、これだけは間違わないように、民間の個人業者に、あなた方の責任は問いません。私は。これは農家個々が、あるいは農家集団である農協がみずから考えるべきことであって、町行政だとか何かに余り責任を、私求めようとして今質問を申し上げているわけではないということだけは、あなたわかって聞いてください。

あくまでも自分たちの責任なのです。私の判断は。もし農家が農地として適正、適当でない土地があったら早目に切り上げるのが本当でしょう。何となれば農業についての専門家の集団なのですから、国道の縁に大変な面積が、全部遊休農地、もっとも図面、これ見なくてもわかりますわね。毎日我々……。膨大な国の金、町費も投入されているはず。だめなのがわかっていても何十年も同じことをやって突っ込んで突っ込んで突っ込んでさらにだめ、恐らく、もう一つ心配なのは、こうしている農協そのものが、今農協の理事と、我々産業界はリストラしなければならない、いわゆる構造改革、そのために合併をやるのに騒いでおります。

民間の合併に余り町が積極的に入るべきではないのです。これは。産業界個々で

やればいい、ここまでいっちゃうのです。膨大な国費、町費を投入して、そのうちの半分近くが遊んでいる。確かに今、農政課長が言うように、太田の方が確かいいでしょう。しかしそれから地続きに結構なところが遊んでいるから、これはいかななものかと。

確かに戦後大変な中から来たでしょう。トライベツだってみんな入植者です。戦後。裸一貫みたいものです。それでもきちっとやっているでしょう。遊んでいる土地はない。トライベツゼロ%です。これは何をやってきたか思われますか。いいですか、あなたの責任を私は言うのではないですよ。

ただ、どう判断なさっているかによって、これからの今後のこういう問題に対する対処の仕方が、ここから変わってくると思いますから、その考え方を質問しているわけなのです。これは町長にお伺いします。

ただただ公費を投入することばかり考えて、そればかり依存心を持って、民間ですと、民事再生法とか会社更生法とか何法とかっていろいろな問題がありますが、どうもこうもなくなってきたときの対処として、それも頭の隅に置きながら、いろいろなことを考えた方がいいですよ。個人であれば自己破産、これもありますね。これを見ただけで、私はその中の細かい数字はわかりませんが、これ見ただけでも想像がつきますね。私の心配していることのキーポイントがわかると思います。これを見ただけで。こういうことをやった農協の、今まで何十年も同じことをやって、早目に切り上げることが大事なのです。戦略はね。戦略は撤退するときは早目に撤退する。攻めるときは早目に攻めると。これが戦場ばかりではないですよ。商売でも同じだと思います。

それから、農政が悪いとかいいとかといって答えたけれども、あなたやめていたきたい、これから。国の農政が悪いからこうなったのではなくて、農業政策があったけれども、その制度をどう利用するかしないかは自由なのです。自由なのです。自分たちがその制度は利用してもプラスにならないと思ったら、そこでやめればいいのです。あるいは受けなくてもいいのです。自分の商売を全部農政に依存する、国の農政に依存する物の考え方そのものが、こういう結果をもたらす原因であると私は思うのですが、どう判断なされていますか。これもお伺いしたいと思います。

委員長

町長。

町長

私からお答えをさせていただきます。

現在、遊休農地問題が農業振興上極めて大きな課題になっていることは事実であります。今ご指摘がありましたとおり、JA厚岸に関する遊休農地が5割近くもあるということではありますが、今日ご承知のとおり、両農協の合併問題がございます。今合併にとってもこの遊休農地が大きな支障となっておることも事実でございます。行政といたしましても、何とか活用できないのか利用できないのか、さらにはまた農業委員会等とも今協議をいたしておる最中でございます。

また、行政としてもどのような形で支援できるか、そのことも踏まえながら、今協議をいたしておるわけでございまして、ただいま木村委員から国の施策と地域農業の振興との関係がありましたけれども、JA厚岸においても、やはり農業は基幹産業である。農業の振興のために多大なる尽力をいただいたと理解をいたしておるわけではありますが、結果的にこういう状況になっているということは、行政側といたしましてもまことに残念でございます。

しかしながら、この遊休農地を何とかしなければならないという考えに立っております行政でもあります。厚岸町であります。

そういうことで、今後農地を担当いたしております農業委員会と十分に協議を重ねる中で、今後の活用、利用方法を考えていきたいと、かように思っている次第でございます。

委員長

9番。

9番

これでもうやめますから、ちょっと我慢してください。

それから、なぜこんなに遊休農地ができたのか、農政の間違いと、もう一つは後継者難だというお話がございましたが、私もこれも心配することないと思うのです。農業が安定して投資の対象としての十分なるメリットがあり、将来性もあり、労働条件や対価の収入がどこにも負けないで立派なものであるならば、後継者難などと言わなくても何も心配はないのです。

今、日本で一番の就職希望者は官庁、何とならば倒産はしないで安定した収入があるから今の学生の就職希望の第1は公務員です。そのように安定していれば幾らでも後継者はいるのです。後継者がいないからというのは、その経営が一般社会から見て、職業上ある水準から下がるから息子もいつもどこかへ行っちゃう。娘は都会のサラリーマンのお嫁さんになると、これは当たり前なのです。それだから後継者のために、求めるためにいろいろな支援制度というのは本来は必要ないのです。

そのような物の考え方でいかなければ、永遠にこんなことを言って、みんなが最後は苦しむと。こういうことだけ避けていくような、今度はこれは農政の考え方ですね。むだなエネルギー使わないで……。

もう一つあるのです。今農協が、ここにいらっしゃいますが、農業委員会、法人の農業をやるのは反対しているのです。日本で。農地を荒らされるとか何かで、おかしいのです。農地を荒らさないように、この農地は農業以外に使ってはいけないということで網をかぶせてやらせれば、いろいろな考え方でやる人がいっぱい来るはずなのです。そういう人はだめ、自分たちの後継者ではないから何とかしてくれ何とかしてくれってやっている農林省へ行ったら、こういう物の考え方がこういうことを起こす原因になるということを、あなた考えていただきたいと思うのです。

進歩やチャレンジは除外して、楽してあんなにして国の制度や補助金でもって、自分たちの生活は何とかして、困ったときは町や国へ面倒を見てくれと、こういう物の考えこそが、こういうことが、こういう結果を起こす一番のもとになると思うのです。

この辺をひとつ考えてやっていただきたいと。財政も非常に厳しい、財政が楽だからやってもいい、悪いからやらないという問題ではないですね。これは。日本のこれから生きていくための基本問題が含んでいると思います。この辺をひとつ考えてこれからの農政に当たっていただきたいと。

そして、中山間農地 140万円ばかり少なくて済んだということなんですね。この数字を一つも言わなければ委員長に怒られますから、これでやめます。

どうも、考え方をもう一回お伺いしたいと思います。

委員長
町長

町長。

お答えさせていただきます。

農業後継者の問題は、行政においても大きな課題でございます。今後、やはり魅力ある厚岸農業を築くということが、これまた行政としても大事なことでございまして、農協とも連携を図りながら厚岸の農業振興に図ってまいりたいと、かように考えます。

また、ご指摘ございましたとおり、農業特区に関する農協の考え方それぞれいろいろありましょうが、しかしながら、現実の遊休農地の活用というのが、先ほど私から答弁いたしましたとおり、これまた大事な問題であります。この問題を超えて

農協合併もしなければならないわけでございまして、そういう面においては、私といたしましては、どのような利用方法があるのか、農業委員会とも真剣に取り組んでまいりたいと、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長 9番さん、よろしいですか。

9番 まだあるけれどもやめます。

委員長 いいんですよ。別に制限をしておりませんから、農業振興に絡んでますからいいのですよ。

9番。

9番 町長、農業振興は大事なのはわかるのです。わかりますけれども、それに対する物の考え方がどうかと。これを粗末にしろとか投げておくとまでは言いませんが、その核になるのは、やはり農業者個々であり、あるいは農業者の団体である農協というのも一つにあるのですが、それが主体的に考えるべきものであって、その努力を求めることがすべてであり、その上に立って町としてできる部分はやるのはいいですけれども、その辺を間違っちゃ大変なことが起きますから、どぶに捨てる金、投入した金額これ何ぼになります。農政課長は長い間やってますからわかってますね、暗算でわかっているはずだ。この遊休になった土地に合計何十億円という金を使ったからわからないね。このような結果を生み出さないようにやっていただきたい。

それから、私は町長に農政を云々なんて、後継者問題とか、あの土地をあますのに町が頭を使うことはない。あるいは太田の足りない人がいたらここを使ってくれと、利用方法を考えてもらう。あるいはこれを使う、あらゆる産業界であれを使う人はいないか公募して、農業者でなくてもいいから、ひとつあそこを使って農業をやってみたいという特区があったら、どんどん入ってもらってやるぐらいの発想ぐらいは町がやってもらっていいけれども、個々の経営体まで入る必要はない。

あの農地は遊ばしておくと、前にある農協の組合長と話したことがあるんです。農業者が社会の環境を守っている、自然環境を農業が守っているのだと言われましたから、あなたは違うと思う。私は農業が国土を破壊しているのだと。ただし人間生存上、農業がなければ仕方がないから農業を否定するわけにはいかないわけです。否定はしないけれども、放していればひとりでに草が生え、それに木が生え、あるいは自然の豊かな森林であれば環境が今より守れるんだと。農業が自然環境を守っ

ているのだから、おれたちに補助をよこして当たり前だという物の考え方は、あなたはやめた方がいいのではないですかと激論を交わしたことがあるんです。間違いないでしょう。昔大森林だったのがみんな北海道ずかずか全部あれは切ってきたのは農業なのです。農業が自然を破壊しているのです。国際的にもそうでしょう。焼き畑農業だ、山の上までも農業を耕す、あれはもと大森林です。人間生存上農業は必ず必要だから農業を否定してやめろというわけではありませんが、はなしておけば、あのままああしておけば豊かな緑と豊かな木が育ちますよ。

だめなところを無理して公費を農業にやる必要はありませんから、この辺間違いない判断で対処してほしいということ言ってるのです。

委員長

町長。

町長

再三再四の質問ですが、さらにお答えをいたします。

私は、町民と行政の関係というのは、木村委員が指摘をいたしておるとおりだと私は考えております。同じであります。私は常に議会の中で町民意識の改革というものを強く訴えをいたしております。その根底といいますのは、自助努力なくして行政だけを頼りにするのはいかがなものか、まず自助努力をして限界なり、これ以上はもうだめだというときに行政の力をかりたい。また行政がそれに対して支援をする。

今日の厳しい行財政の中では、それが最も行政として町民に訴えておるところでございます。そういう意味においては、木村委員が指摘するとおりでありますので、私と考え方を同じくするものでございます。

委員長

よろしいですか。

8 番。

8 番

いろいろと農政の問題を論じるということは非常に大事なことであります。隣の先輩委員からいろいろと指摘をされましたけれども、私ども農業人としては非常に腹の痛い、腹をえぐられるような厳しい考え方をお聞きしまして、これは確かに先輩委員のおっしゃるとおりだと思います。

しかし、今まで我々の農業生産、日本の農業政策というものは、国の保護政策のもとに成り立っている、こう言っても過言ではないと思います。これは私ども農業者として十分自覚をしているところでもありますけれども、調子が悪くなってくると国の政策が悪い、自分の努力の足りないところ、それは言わなくて人のせいにする。

これが日本人の一番悪い癖なのでしょうけれども、やはり一次産業の振興なくして町の発展はあり得ない。こう思うのです。

そういうときに、いろいろ遊休農地の問題というのが一番頭の痛い問題、私ども農業委員会としても非常に頭の痛い問題、そして今両農協の合併を進めていく上に大きな障害になっている、こう思うのです。

そういうときに、やはり町長は農協の合併、推進委員のトップであります。先日14日、両農協と、そして合併の推進委員会を開かれましていろいろと論議された。新聞に載っておりましたけれども、それで先日も推進委員会の会長代行でしたかな、その方ともお話ししまして、いろいろと考え方を議論しました。何としてもあの地域、いわゆる全農地の47%の遊休農地がある。あの地域をあのようになんていいんだらうか。厚岸町の酪農を論じるときに、あの地域のそのまま切り捨てては大変なことになる。やはりあの地域をいかに活用するかということが、今後厚岸町の酪農を左右する大きな問題であろうと、このように思うのです。

そういうときに、やはり今隣先輩委員のご指摘がありましたように、やはり農業人は我々組織、自分たちでもって考えるべきだ、これはもちろんそのとおりであります。しかし、今となった段階では、我々農業団体だけではあの問題を解決するということは非常に難しい状態にある。こういうふうに思うのです。

そういうときに、何らかの形でこ入れが欲しい。これがいっぱいなのです。今後やはり両農協の合併を進めていく上においても、そのことも十分考慮しながら最善を尽くしていただきたい。このように思いますので、ここで改めて町長の考え方をお聞きしておきたいと、このように思います。

委員長 町長。

町長 今、ご質問ございましたとおり、さきの農協合併推進委員会においても大きな問題としてこの遊休農地が議論と相なりました。

そういう中で、具体的に、しからばどのような方法でこの遊休農地の利用、また活用、さらには実際はできないのか等々を含めた調査をした上で、具体的な構想を考えたいという農協側の考え方でもございます。まだその具体性が見えてきません。

私は、見えた段階で行政としてどのような支援ができるのか、例えば農業法人でやるとかという話がありますが、そういう行政として手助けできるのはどのような方法があるのか、具体的に出てきた段階で、当然協力する気もまだあると、そのよう

に考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

8 番。

8 番

そのように、ひとつ最善を尽くしていただきたい。このように思います。

そこで、やはりあの地域をどのように活用していくか、やはりあの地域の核になる施設が望ましいわけです。やはりあそこに法人をつくって、やはり 300頭なり 500 頭ぐらい飼育するくらいの、そういう施設をして、そしてそこで離農したその人の労力を提供していただいて、やはりそういうものが必要ではないのかな、このように思うのです。

だから、それをするにしてもだれが核になるかということが問題なのです。中心になるかということが、今やはり株式会社の農業参入ということがいろいろ論議されております。これもやはり時と場合によってはこれも必要であろうと、このように思うのです。

そういうときに、やはり一つの法人をつくって、ここでやるということになりますと、大体 4 億円から 5 億円ぐらいの投資が必要であろうと、このように思います。二、三年前でしたか、十勝の浦幌でしたか、豊頃でしたか、議会で視察に行ったことがあるのです。ヨツバ牧場といって 4 軒の農家が出資し合って法人をつくった。総工事費大体あのときで約 5 億円近い投資をして、すばらしい農場をつくってました。たしかヨツバ牧場だと思いましたけれども、やはりそのくらいのものを投じなければ簡単にはできないのです。半端な施設では到底あそこでやっていけない。やはり思い切った投資が必要であろうと、このように思います。

そういうことも考えながら、やはり株式会社の参入ということも、これは法的にどうなのかわかりませんが、やはりそういうことも視野に入れながら、あの地域の活性化のためにひとつ考えていただきたい。このように思います。

それで、ひとつ町長の、またそういう角度からもひとつ検討していただきたいというふうに思いますので、町長そういうことをお聞かせいただきたい。

委員長

町長。

町 長

お答えをさせていただきます。

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、まだ活用、利用方法についてどのような方法があるのか、まだ具体的に出ておりませんので、その段階で行政として町民の理解が得られる方法でご支援申し上げてまいりたい。かように考えます。

8 番	結構です。
委 員 長	8 番さん、よろしいですか。
	2 目他にございますか。
	(な し)
委 員 長	なければ先へ進みます。
	3 目畜産業費、4 目農道費。
	(な し)
委 員 長	次へ進みます。
	5 目農地費。
	ありませんか。
	(な し)
委 員 長	6 目牧野管理費、8 目農業水道費、9 目堆肥センター費。
	11 番。
1 1 番	この堆肥センターなのですけども、これの当初の目的は何なのですか。ちょっと教えていただきたいのですが。
委 員 長	農政課長。
農政課長	堆肥センターの建設の目的ということでございますが、町内から搬出されます有機廃棄物、ふん尿を初め下水道の汚泥、それから水産加工場の魚の残渣、さらには家庭からの生ごみといったものを想定しながら、これを良質な堆肥に変えまして、それで資源、循環できる農業栽培を行うということで建設をされたものであります。
委 員 長	11 番。
1 1 番	これは、そうすると畜産農家のふん尿処理との関係ではどういうふうになってますか。
委 員 長	農政課長。
農政課長	この施設につきましては、現在町営牧場の舎飼い施設のふん尿を主体に堆肥化しているわけですが、この一般農家の堆肥処理については、それぞれの個別の経営の中で現在いろいろな方式で進められているわけですが、これを一体的にやるということは、なかなかいろいろな条件がありまして、膨大な数量ありますので、この施設については、当面は町営牧場のふん尿を処理するというものにとどまっているという状況であります。

委員長

11番。

11番

今、個々の農家もそれぞれの施設で完全に堆肥化まで進める施設と、それに近いところまでというか、いろいろなやり方をやられてます。しかし、ほとんどの農家が結果的には堆肥場に置いておいて一定の時間をかけて、完全に発酵しているのかどうか分かりませんが、散布するというふうになっているのではないのかなというふうに思うのですけれども、この堆肥センターは、こういう農家の今後の堆肥づくり等に対する研究施設というあれは持ってないのですか、一切。

委員長

農政課長。

農政課長

この施設の性格ということでございますが、当初においては4年ほど前からこの堆肥の、堆肥というかふん尿の処理の方法について、町においてもいろいろと研究をしてきたところでありまして、この成果の一つとして、この施設の建設に至ったわけでありまして、地域の資源循環を目指すということであれば、やはりこういったこの施設についても、一方からすれば研究施設であるというふうにも言えますけれども、現状では、ほぼこの民間においてもこういった形でのふん尿の処理形態というのがある程度確立をされてきておりますので、試験施設としての役割はほぼ終わってきているのかなというふうに考えております。

委員長

11番。

11番

そうすると、現状で各農家の堆肥化はどのように進んでいるのか。

委員長

農政課長。

農政課長

この一般農家の処理方法については、平成16年には家畜ふん尿の適正処理の、きちっとした処理をしなければならないという期限になっているわけでありまして、それぞれの形態によりまして、それぞれの方法で堆肥を適正に処理をしなければならないという状況下でありまして、やはりこれは水質問題等大きくかかわっている問題でありまして、また非常に堆肥、堆肥というかふん尿処理の問題については、農家経営上非常にコストの面で経営の状況を圧迫する原因になりかねないというようなことがあります。

そういったことを考えれば、できるだけ省力化、経費のかからない形で法律をクリアする方法が必要だということで、それぞれいろいろな事業を投入いたしまして、屋根つきの堆肥舎であろうとか、コンクリートの尿だめ施設と、こういった形、一部においては乾燥施設、そういったものを導入をしているところでありまして、そ

	ういったことを引き続きやっていきたいということで考えております。
委 員 長	11番。
1 1 番	結果的には、今堆肥センターでつくっているような堆肥までは持っていけないわけでしょう。今の各個々の農家が事業を進めているものは、一時床をコンクリートにして屋根をかけて、そこにストックをしておく、それで水気を切ってという程度のことですよね、言ってみれば。中には何かビニールハウスみたいなところで流しながら乾燥をさせていくという施設もつくっているところもあるようでありますけれども、それにしても、現在進めているやり方というのは、ほとんどが屋根をかけてコンクリートを引いてというところにストックをしておくというやり方がほとんどではないのかなというふうに思うのですけれども、これについて酪農地帯で堆肥化について先進的な取り組みを進めている自治体だとか、あるいは農業団体だとか、そういうものはないのでしょうか。
委 員 長	農政課長。
農政課長	自治体が行うこういった施設、それから一般農家が行う施設ということで、一般農家の場合は、やはり省力化の施設、コストをかけない施設ということで、他地域におきましても、他町におきましても、その省力化の方法等もいろいろ研究をされているようでございます。
	隣の標茶においては、簡易的なビニールシートを使った処理方法ということも検討研究をされております。厚岸町においては、こういった大別の堆肥センターの施設については、非常に、中でも先進的な施設ではないかなというふうに考えておりますけれども、これが即農家に普及するかということについては非常にコストの問題がまず第1にあります。さらには一般の農家の場合は1カ所に集中をするということが、あの膨大な量でありますので、なかなかできないと。
	釧路市においては、堆肥センターなるものを造成しまして、1カ所に集中した方式をとっているようではありますが、やはりこういった膨大な地域でありますので、個別の形で研究をしていくと、検討をしていくという方向が当町においては望ましいのではないかなというふうに考えております。
委 員 長	11番。
1 1 番	堆肥について、その堆肥の効能というか、これについてはもう知られているところで、この地帯は酪農一本やりというか、それだけに考えてしまっているという間

題もあって、なかなかこれの堆肥の有効利用が進まないというのも一つの原因ではないのかなというふうに思うのですが、先ごろNHKでも放送していたと思うのですが、置戸町などでは堆肥化センターが、これは厚岸よりはるかに大きいものなのかなというふうに思うのですが、それは畑作農家との連携がきちんとされていて、それなりの付加価値をつけて販売をされているというようなことが報道されていたのですが、そういうことも含めて検討していかなければ、結果的にクリアしようクリアしようだけでは本当に有効利用になっていくのかどうなのか。その辺も含めて検討していかなければならないのではないのかなというふうに考えるのですが、そういう点では、まだ厚岸は個々の農家任せでいくのか、個々の農家に任せておいて環境だとか、そういうことを守っていくことができるのか、後々またそこから堤防が崩れるように、小さなところからいろいろな問題が発生していくと、地下汚水などもそれだけで守ることができるのか、その辺についてはどういうふうに考えてますでしょうか。

委員長 農政課長。

農政課長 この堆肥の技術的な堆肥化の問題としては、現在町営牧場の堆肥センターにおいては、約 4,000トン近くのふん尿が処理されているわけでありまして、これまではこのふん尿については、やはり草地へ還元するという形で、町営牧場の採草地に散布をしてきているわけでありまして、この施設をつくることによって、非常に体積というかボリュームが非常に小さくなるということもあります。

それから、このボリュームが小さくなったことによりまして、すべての散布の必要な畑に満遍なく行き渡らない状況があるわけでありまして。農家においては、やはりこのふん尿というのは草づくりのためには非常に有効資源として使わなければならないものでありますので、精度の高い堆肥づくりを目指すのか、それとも省力化ぎりぎりの形で、環境保全ぎりぎりの形でやっていくのかという、そういった両方の立場で検討していかなければならないというふうに思っておりますが、我々としては、やはり厚岸町の漁業資源、河川水質の汚濁等も守らなければならないという公的な立場もありますし、できればもっともっと精度のいい形でふん尿を処理をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、そういうコストの面を考えると、やはり町と同じ施設を求めていくというのは、なかなか厳しい状況があります。

そういったところから、両方の視点を持ちながら町として指導を、適正な堆肥処理、それから資源の利用を続けていかなければならないというふうに考えております。

委員長

11番。

11 番

やはり、今食料の安全だとか安心だとか、こういうことが叫ばれているときです。そうすると化学肥料だとか、そういうものを中心に、あるいは栄養のための肥料だとかいろいろあるのですけれども、そういうものもなるべく減らして、本当に安心して消費者が口にできる、そういうものを、牛乳も肉も含めて生産できるような、厚岸町の大地で取れたものは安心なんだというふうに、やはりしていかなければならないのではないのかなというふうに思うのです。

そして、それが環境にもやさしくて、厚岸の漁業もきちんと守っていくことができるということでないと思うのですが、そういう点では、まだまだこういう施設では私は不十分だし、農家個々の責任だけでは、先ほどから経営の問題が出てますけれども、やはり厚岸町が一丸となって、やっぱりそういうものを守り育てていくのだということ言えば、経営の指導等に当たっている農協等の責任も非常にきちんと果たしていただかなければならないと思うのですけれども、それでもやはり農家任せだけではなくて、農家にどうやったらそういうことが徹底されて、そしていい方向に向かっていけるのか、これをやっぱりきちんとやっていかなければならないのではないのかなと。

私は、だから町がやらなければならないという立場ではなくて、やはりそれ自体が経営が成り立つような方向で、やっぱり進めていただきたいなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

委員長

農政課長。

農政課長

今、この食の問題が非常に大きな、消費者からの課題として突きつけられているわけでありますが、この環境問題、これはやはり一つは行政としてマイナスの面がありますけれども、これをうまく、うまくというか、きちとやることによって消費者の信頼が得られるということにつながるというふうに思っております。

そういうことから、この経費、コストの面、ぎりぎりの形でいかに環境汚染につながらないかということを経営的に検討しながら、私たちも農家指導に当たっていきたいというふうに思っております。

当町においては、やはり他の地区、管内的にも比較をしてみましても、やはり農家の意識としては厚岸湖を控えておりますので、他の町村よりは極めて環境を保全するという意識は高いというふうに見ておりますので、引き続き、私たちもそういう観点で農家指導をしていきたいというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

委員長 よろしいですか。

11番 はい。

委員長 他に9目ございますか。

(なし)

委員長 なければ先へ進みます。

2項林業費、1目林業総務費。

ありませんか。

(なし)

委員長 2目林業振興費、4目林業施設費、3項水産業費、1目水産業総務費。

ありませんか。

(なし)

委員長 先へ進みます。

2目水産振興費。

1番。

1番 この際、水産振興に関してアザラシの件でちょっとお尋ねをしたいと思います。

国が、今年の9月にアザラシを鳥獣保護動物に指定をするということを発表しております。当然厚岸湾内に生息しているアザラシも該当するものと思われますが、現在町としてどのような対応を考えているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

委員長 水産課長。

水産課長 ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思いますが、ご質問者がおっしゃってますように、国は今年の7月でございますけれども、7月5日におきまして鳥獣保護及び狩猟に関する法律、これを改正をいたしまして鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、こういうことで改正案を7月5日に衆議院で可決をいたしまして7月12日に公布をされ、この改正法は平成15年、来年の4月16日を施行日ということで予定をされているようでございます。

この改正の内容等を見ますと、ただいまご質問者もおっしゃっていましたが、厚岸に大黒島周辺を生息地としておられるゼニガタアザラシ、さらにはゴマフアザラシ、クラカケアザラシ、ワモンアザラシ、アゴヒゲアザラシ、こういったアザラシ5種がこの法の改正によりまして、その鳥獣の対象になったと、こういうことでございます。

海産哺乳類、いわゆる水産庁所管の漁業法、さらには水産資源保護法、それからラッコ、オットセイの狩猟取締法に関するこの規定につきましては、今回の改正によるところの海獣類は対象外とするということでございまして、ご質問者がおっしゃっていたこのアシカ、アザラシの5種、さらには南国の方に生息していますが、ジュゴン、こういったものが新しくその鳥獣の保護法という対象になってきたということでございます。

私どもといたしまして、これらの法の改正を受けまして、国の方では環境庁の方ではこの改正に伴うところのアザラシ類の生息状況調査ということで、平成15年、16年、17年ということで3カ年その生態の調査、さらには漁業被害等の聞き取り調査を実施をするべく、平成15年予算を要求をされているようでございますが、まだ最終的には今月下旬に政府予算が決まって、その事業費等も決まってくると思いますが、いずれにいたしましても、法の改正によりまして対象になってくるわけでございますが、今まで具体的に国等がこういった生態調査、さらには漁業の被害の調査等を実施をしてくれておりませんので、今後のこういった被害調査に見極め実態調査、把握に積極的に取り組んでいただけるように、私どもも鋭意働きかけをしてまいりたいと、こう考えてございます。

委員長

1 番。

1 番

そこで、昨年この件について理事者の方に私お尋ねをしたのですが、アザラシというのは、1日に食べるえさの量が非常に多いわけです。特に湾内の小定置網で生計を立てている沿岸漁民に大きな被害を与えているのが実態です。1日に食べるえさの量は、約3キロと動物園の方の統計から明らかになっております。

そこで、厚岸湾内には昨年6月の時点で200頭前後のアザラシが生息しているというふうに言われております。そこで1頭のアザラシが1日に、仮に3キロの魚を捕食すると試算した場合200頭で600キロになります。1カ月で18トンで、1年で216トンという数字になるわけですが、今回アザラシを保護動物に指定するという

ことですから、恐らく近年中になると思います。なりますと保護されますからまた頭数が今よりもふえるだろうというふうに予測をされます。幾ら厚岸町で養殖事業に力を入れても小魚がアザラシのえさになってしまったのでは何もならないと、漁民の所得にもつながらないと思います。

そこで私は、国がどうしても保護動物に指定するのであれば、漁業被害あるいは漁業所得補償を求めるべきだと、このように考えております。

自然保護団体の方々は大変アザラシが減っているし、保護しなければならないということで、大都会に住んでいる方は声を大きくしているようですが、漁業者の実態をわからないでそのようなことを、ただただアザラシがかわいいから保護しなければならないとかということを国に迫っているのではないかと思います。

そういうことも考えまして、私はこの際、どうしてもであれば、先ほど言った補償とともに、適正な頭数まで減らすべきではないかと、このようにも考えております。

アザラシというのは大変頭のよい動物で、漁業者が定置網を設置しておく中にいった魚を全部食べるのです。そして出ていくと。そういうことの繰り返しをしております。特に白魚などの場合は高級品ですから味もいいし、まず白魚を先に食べて、それから雑魚を食べるといようなことをやっているそうです。

それから、湖内では白魚の定置網があるのですが、頭がいいから危険が非常に高いということで、アザラシは湖内には入らないと漁民の方は言っております。

そういうことで、今課長が言われたように、実態調査をするということを国の方でも言われておるそうですから、この際、漁民の方々の意向を聞いて、例えば定置網の中に水中カメラを入れてアザラシの実態調査をするとか、そういうことを国の方に働きかけをして、漁組も最近是非常に関心を持っております。

そういうことですから、その辺もひとつ漁組とも十分協議をしながら進めたいと、このように考えているのですが、再度行政側の見解をお伺いしたいと思います。

委員長 水産課長。

水産課長 お答えを申し上げたいと存じます。

ただいまのご質問でございますが、今回のこの法律の改正で、新しく鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律ということで、これの第1条の目的の中に、鳥獣に

よる生活環境、農林水産業または生態系にかかわる被害を防止し、後段の方には農林水産業の健全の発展にも寄与するのだと、こういうことでございますが、こういうふう被害を防止するという事で、具体的に目的の中に、法律の中に明示もされております。

ご質問者がおっしゃるように、漁業補償も考えるべきではないかと、こういうことでございますが、この法律の中で、さらに生育調査、実態調査、被害の聞き取り調査等を私ども今後期待するわけでございますが、過日私ども釧路地方合同庁舎の中にございます環境省の自然環境局東北北海道地区自然保護事務所の鳥居次長さんにお会いをしてきました。この国が行う調査の関係で詳しく内容を知ろうと思いついて行ったわけでございますが、その中で漁業被害の補償の措置についてもお聞きをいたしました。この担当をされる次長さんのお話では、鳥獣による農林水産業に対する被害補償は過去にもやっていないし、今後についてもどういった形で補助等ができるかわからないが、まず補償はできないのではないかと、こういうようなお話もその際されておりました。

加えて、この次長さんは、国の自然保護局の野生生物課の担当の係長らと今年の10月に実際に大黒島の方へ渡ったそうでございまして、アザラシ等を確認もしておりますし、またどんな形でその被害の状況を把握できるか、一面難しい問題もあるのだけれどもと、こういうお話もされておりました。

ただいま小定置における被害のお話等もございましたが、私どもといたしましては、組合も憂慮しているところでございます。数年来からのこういった被害の状況等もあるわけですので、今後の実態調査等の中で、できるだけ効果が上がるような方途を、事業を実施される国の方にも漁協ともども要請をしてまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

1 番。

1 番

それで、これから調査ということなのですけれども、先ほど言ったように、漁民は大変被害を受けているのです。ただ山の方と違ってエゾシカが草地を荒らしたり、植林の芽を食べるとかということと違ひまして、目に見えないものですから、漁民はなかなか証拠というのを出すのを大変なのです。

ただ、先ほど言ったように定置に入って食べる魚というのは、もうはっきりしていますから、ですから宮園町の西部、白浜、門静、苫多の定置網業者は約90軒と聞

いております。それで2戸の協同ということで45カ統の定置網が4、5、6と設置されるわけですが、その方々は全員がアザラシの被害を受けているということと言われて漁組の方にもその都度申し入れをしているのですが、漁組の方もいかんせん対応というか、そういう効果がある対応ができないのだということずっと経過してきたのですが、たまたま今度鳥獣保護動物に指定すると言うふうに環境庁の方が方針を立てたということであると、本当にこれ厚岸の小型定置の人方は全部アザラシのえさに持っていかれるのではないかと憂慮しております。

だから、この辺もう少し、例えば栽培センターで事業をしているカレイにしてもニシンにしても、大黒島の入り口、出口でアザラシ 200頭もいて待っているのですから、入ってくるのを食べるし出ていくのも食べていると思います。

そういうことですから、もっと厚岸町の実態を環境庁や水産庁も関連していると思いますので、そちらの方に行政側の方から声を少し大きくして訴えていくべきではないかと、このように思っているのですが、その点について再度考え方をお聞かせ願いたいと思います。

委員長

町長。

町長

アザラシの被害の問題については、稲井委員からたびたび質問を受けているわけでごさいます、今お話を聞いて私もびっくりいたしました。1日1頭当たり3キロも食べるということでございまして、これは漁業者にとりまして大変な問題であります。

さらにはまた、基幹産業であります厚岸町といたしましても資源の枯渇につながる問題であります。

今後、漁業協同組合と連携を図りながら、今指摘がありました問題については、速やかに対処してまいりたいと、かように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長

1番さん、よろしいですか。

1番

はい。

委員長

2目他にございますか。

16番。

16番

昆布漁礁の雑草駆除の関係についてお伺いしたいというふうに思います。

雑草駆除をしてもう何年かというか、もう結構たつわけですが、当初の予定から

いってというか、最初の意気込みからいって、現在3カ年計画によると毎年同じ予算額をつけているわけですが、主体は漁業協同組合ですから、私どもがどれだけ把握できるのかわかりませんが、町はどの程度把握しているかわかりませんが、いわゆる当初から結構年月もたちまして、いいいいということでやってきたわけですが、まず予算的に変わらない形でずっとやってきているのか。

それから、漁場、駆除する漁場が、あれは何年か置きに一巡することになるわけですが、大体ほぼその駆除する面積が決まってきたのではないのかなというふうに思うのです。

その点から、厚岸町はどのくらいの漁場をやれば有効なのか、その辺のところを押さえているのではないかとということ。

それから、いわゆるその効果、ずっと追跡調査をされているのだらうと思うのです。ただやればいいのか、そういう形でただ単にやっているわけではなくて、その結果がよかったことにこしたことはないけれども、例えば昆布の種類が今度が変わってくるとか、そういった問題が出てないかどうか、そういったことを調べる必要もまたあるのではないのか、そういう状況を聞けば、ちょっともろ手で喜んでいいのかどうなのか、この時期に来てちょっと調査をするというか、調べる必要があるのでは、結果としては今までどのように把握されているのか、それいかによると思うのですが、いかがですか。

委員長

水産課長。

水産課長

昆布の雑草駆除の関係でございますが、今年度におきましても、雑草駆除を72ヘクタールというようなことで予定をしておりますが、ご質問者のおっしゃっているように、駆除すべき面積といたしますか、そういったものもほぼ固まってきたといたしますか、70ヘクタール前後なのかなと、こんなふうにも押さえてもおります。

この雑草駆除でございますが、この効果、さらには追跡調査等でございますけれども、この駆除すべき区域については、輪番で順繰り順繰りそれぞれ場所を決めて実施をしているわけございまして、実際に水中カメラ等を入れてその効果等といえますか、そういったことの具体的な内容等はございませんので、ご質問者のご心配をされる、長年これ続けてきておるわけですが、事業効果といたしますか、そういった面での、どう効果があるのかといったことの追跡も当然必要になってくるのかなと、私どもとしても、事業を実施される漁業協同組合に対しましても、そ

ういった面も含めて、さらに内容精査をしなければならない面もあるのかなと、こんなふうに現時点では考えているところでございます。

委員長

16番。

16番

今、課長言われるようにというか、私が今どうのこうのではなくて、かなり一巡してやってきているのですが、予算のせいなのか、あるいは町はそれなりの3カ年計画、過去を見てもお金は出して事業主体は漁業協同組合でやっているわけですから、漁業協同組合が自分のところをプラスしてどれだけやられているのか、実際にやっている方の話を聞くと、従前からちょっと少なくなってきたというのか、そういうニュアンスをいただいているので、あわせて取る方からすれば、続けてやっていただきたいわけですが、それとあわせて昆布がやることに3年なりで一巡してやっていかなければならないわけですがけれども、毎年同じところをやるわけにいかないわけです、ついでやつを、それを回して終わったらまた次という形になるわけですがけれども、そういったやる面積も何か縮小されているやの話をちょっとお聞きします。

それで、予算的にどういう形できっちりしてきているのか、それから面積、それから効果、それはやっぱりもうそろそろ、いい専門家のご意見もいただきながら、きちっとやっぱりいいならいいという形でやっていかなければいけないのではないのかなと思うのです。ただそういうマイナス要素の話もちろちら出てくると、本当に実際に調べているのかどうなのかとか、そういった問題がちょっと疑問的に思いますので、組合とタイアップとして、また行政がそういうところで本格的にやるという、しなければならないという状況にあるならば、行政としてもやっぱりそこを立ち上げていかないと、今昆布に関してはこれからは漁民は非常に自由化問題を含めて厳しい局面に立たされると、もうそれははっきりしているわけですから、その辺、今から手を打つべきものというのか、それは消費の問題もあるだろうけれども、やはりこれだけの仕事手というのか、漁場を持ちながらやっていく、安くても高くてもやっぱりそれなりに当面はやっていかなければならないわけですから、それだけの挙げる手をやっぱりきちっとしっかり行政が考えてやるべきだなどというふうに思います。

そんなことで、ちょっとこれからの宿題として水産課の方で漁協と真剣に考えていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

委 員 長	水産課長。
水産課長	お答えをいたしたいと思います。 昆布改良の事業につきましては、平成14年度も当初総体の事業費で 5,000万円以上のあれですけれども、駆除する面積につきましても、先ほども申し上げましたが、今年は70ヘクタールというようなことでございますし、最終的に70ヘクタール前後で、70ヘクタールを下回る年もあるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、効果のある、費用のかからない方法等、雑草駆除の方法等いろいろな工種がございますが、そういったことも含めて、それから駆除する場所によりましてまた工種の変更等も出てこようかと思っておりますが、いずれにいたしましても、総体の事業費を組んだ中で毎年継続して実施しておりますけれども、その効果等も改めて、もっと効果のある方法等も含めて組合等も協議をして遺漏のなきよう進めてまいりたいと思っておりますし、また先日新聞にもちょっと出てましたのですけれども、新冠のところに新たに昆布礁、人工の昆布礁といいますか、そういったことも10基ほどですけれども投入をいたしておりますし、そういったことの効果といいますか、成果といいますか、そういったことも頭に置きながら、昆布資源の安定的な生産に結びついていけるような、組合ともども鋭意努力をしまいたいと、こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。
委 員 長	よろしいですか。
1 6 番	よろしいです。
委 員 長	2 目他にありますか。 2 番。
2 番	今 2 目か、ごめん、3 目だから……。
委 員 長	それでは、あと他にありますか。 15番。
1 5 番	ここでニシンの中間育成事業についてお伺いいたします。 最近、ニシンの漁獲がふえておりますけれども、関連性としてニシンの中間育成の効果と見ているか、あるいはそれとも自然回遊と見ているか、見解をお願いいたします。
委 員 長	水産課長。
水産課長	ただいまのご質問でございますが、ニシンの中間育成事業を展開しておるわけで

ございますが、今ご質問者もおっしゃられるように、ここ数年といいますか、ニシンの水揚げがふえてきておりますけれども、これがすべてニシンの中間育成によるものだというふうには言い切れない面があるのかなと。でも環境として藻場といいますか、そういったところが港内、湾内の一部にもそういったところがございますし、また去年などですと小定置にニシンが入って、子を網にかけて市場にも揚がりましたが、いわゆるバラ子というような形で、そういった状況も出ていることからすれば、環境的にもほかにニシンがつけるといいますか、そういった状況も水揚げにつながっている面もあるのかなと、こんなふうに考えております。

委員長

15番。

15 番

自然回遊のニシンであれ、中間育成事業の効果のニシンであれ、いずれにしてもニシンの回遊に適した海流状態、あるいは藻場になってきているということは、ただいまの回答でもわかるわけでございますけれども、栽培センターに働きかけて、あるいは栽培センターの見解など出ているのか、その辺はどうなのでしょう。日本栽培センターはどういう見方をしているのか。

委員長

水産課長。

水産課長

お答えをいたしたいと思いますが、具体的にこのニシンの中間育成事業によるものといいますか、それを特定をされた漁獲といいますか、そういったところの内容についてまでのものについては報告をいただいて……。

委員長

休憩にします。このまま昼食の休憩に入ります。

休憩時刻 11 時 53 分

委員長

再開します。

再開時刻 13 時 00 分

15番さんに対する答弁のところからになっております。

水産課長。

水産課長

大変速やかに答弁ができませんで、時間を要しましたことおわび申し上げます。

ニシンの中間育成にかかわる追跡放流の効果調査等でございますが、これは13年度に実施いたしました日裁協の厚岸事業所の方でまとめた内容等でございますが、これによりますと、耳石、標識調査の結果、1997年の放流魚が3匹、98年の放流分が37匹、99年放流分が878匹というふうに確認をされたところでございまして、これらの調査期間、いわゆる平成12年10月から平成13年6月のこの期間におきます厚岸魚市場のニシンの水揚げられた数量を用いまして、放流魚の回収尾数を推定をい

たした結果、97年で放流分が22尾、98年で放流分が 629尾、99年では放流分が 1 万 3, 551 尾と、こういうふうに算出をされたということでございます。

放流に当たりまして、放流時の平均全長と、魚の長さですが、回収率の関係を見てもみますと、放流サイズと回収率との関連性が高いと、こういうことで放流サイズ 60ミリ以上のものが回収率が高いと、こういうことで、これは食害に遭う率も低いということで、放流サイズ、それから放流の方法、さらに見直しを図っていけば放流の効果が安定するだろうと、こういう可能性を見出すことができた、ということで、今後も栽培センターといたしましても、厚岸沿岸におけるニシンの漁獲量を調査しまして、放流魚の回収尾数を推定し、放流の効果等さらに検討をしてみたいと、今年度の部分についてはそういうことで取り進めをいたしていきたいというふうに日裁協の方でも押さえておりますので、私どももそれらの結果を期待をいたしたいというふうに考えてございます。

委員長 15番。

15番 ただいま水産課長の方より放流と採集状況につきまして年次別にお答えいただきましたが、回帰率というか、採集状況がやはり年を追うごとに上がっていることは確認されました。

中間育成の、毎年例年ですが数十万匹という中間育成の状況でありますけれども、その能力もあると思いますけれども、継続的に日裁協栽培センターに働きかけて、ニシンの中間育成事業に取り組んでいただきたい。このように要望しておきます。

以上です。

委員長 水産課長。

水産課長 今後におきましても、できるだけこのニシンの放流尾数等を確保していただきながら、その効果あらしめるように事業を取り進めてまいりたいと思いますし、稚魚の確保等引き続き要望をしてみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っています。

委員長 よろしいですか。

(なし)

委員長 他に2目ありますか。

9番 9番。

9番 水産課長、短く聞きますから、時間のびましたから、今、昆布の雑草駆除をやっ

てますね。厚岸漁組で、これはどんな機械を使ってやってますか。道具といいますが、どんな道具ですか。

委 員 長 水産課長。

水産課長 昆布の雑草駆除でございますけれども、工法的には大型穿孔機・小型穿孔機、さらにはループ、それからサンユウ、バックホーを使うなり、4種ほどの工法で、あとドラッグライン等の工法によって実施をいたしております。

委 員 長 9 番。

9 番 そのあとは、それを決めるのは漁師だよね。漁師みずからいい方法を考えなければだめなのだから、これもあなたを責めるわけではないですけれども、ただその漁業者も恐ろしいことをやる部分もありまして、さきの農業の例を取るわけではありませんが、似たところがある。きしょうがやっていけば、すぐそれを無批判に受け入れてやる癖も一部にはありますから、投石して昆布をふやすなどと簡単なことばかりいっぱい漁礁をなくしたような、水中ブルはやめましたけれども、またいろいろな業者がいろいろなことを開発して商売したくてお願いすると、それを利用するという風潮もあるようなのですが、前に漁業者の人が、名前をいろいろ挙げてあれなのだし、水中何か引っ張って漁師がちっちゃい舟で引っ張って歩くでしょ、あれで十分なのです。結果が、昆布がはえたんだから、その辺よく注意して、どこかではやったから、いいのつけたからって漁協もへんなところがあるのです。すぐそれに乗っかかるところもありますから注意してやってください。これだけ申し上げておきます。

委 員 長 水産課長。

水産課長 ただいまのご質問でございますが、先ほども話をいたしました、工法的には大型穿孔機、さらには小型穿孔機、サンユウ、フープ、ドラッグライン、ユンボ、こういった工法で実施をいたしておりますが、雑草駆除を3年に一遍場所を変えてそれぞれ実施をいたしておりますし、現にその効果等、昆布漁業に携わる漁業者みずからが、そういった生育状況等を確認をした上で、またその工法の決定についてもそれぞれの場所で決めてられるようでございますので、今後におきましても、昆布の生育状況等十分その効果等を見極めた上で工法、またはその面積等も決定をされて駆除に当たられるものだと、こういうふうにも考えますし、ご質問者がご心配をいただいております新しい工法といいますが、昆布の人工漁礁といいますが、そう

いったものの取り進め方につきましても、今後どういった形で研究成果といいますか、ものがあらわれるかわかりませんが、その辺も十分見極めた上で、そういったものの取り組みといいますか、取り進め方についても慎重な事業展開をされるように、私どもも見極めていきたいと、こういうふうに考えております。

委員長 9番。

9番 水産課長、海の中の岩盤、海の底をとにかく破壊しない雑草の駆除の仕方を根っこにして考えてください。どんな機械、物を使っても岩盤を破壊するようなことをしたら、永遠にこれはその漁場は使えなくなりますから、その辺を十分考えて、組合でも打ち合わせの上で掃除の道具の選定だとか、作業の仕方を考えていただきたいと、これは強く望んでおきます。いくらもそういう例がありますから。

委員長 水産課長。

水産課長 昆布の漁場が安定的に保全といいますか、生育に損なわない状態になるように、それは当然適正な工法が必要かと思います。

その辺十分漁協、さらには漁業者等の意見も十分参酌しながら、適正な昆布雑草駆除が進められるように、私どもも鋭意努力していきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

(なし)

委員長 2目他にございますか。

(なし)

委員長 ございませんか、なければ先に進みます。

3目漁港管理費。

2番。

2番 漁港管理費につきまして質問いたしますが、北村水産課長でなければわからないことがあります。というのは、小倉水産課長については予算の内容だけはわかっているけれども、現場をやるのは、やっぱり水産課長の北村さんでなければわからない。このことにつきまして、北村水産課長に一言お尋ね……

(「小倉さんだよ」の声あり)

2番 いや、いいんだ。

小倉さんはわからないのだから、現場のことは北村課長でなければわからないのだ。そのことについて、私は……。

委 員 長	2 番さん、担当者に対して質問をしてください。
2 番	いや、わかりましたけれども、小倉水産課長はわからないので、北村建設課長に質問すると。
	(「北村水産課長ではない」の声あり)
2 番	すみません。北村建設課長に質問するという内容でございます。
	これは予算関係については小倉課長はわかりますけれども、北村建設課長は現場でやってないから、そのことについて支障が出てきているので、このことについて建設する北村水産課長にお尋ねしたいと。水産課長は、今はわからないから北村建設課長に説明をしてほしいと、こういうことであります。わかりましたね。
	わからなければはっきり言いますよ。水産課長では予算の関係はわかるけれども、工事をやっている内容についてはわからないから、建設課長の北村さんをお願いすると、説明をしてもらおうと、こういうことでございます。
	委員長、わかりましたか。
委 員 長	2 番さん、質問の内容がまだ発言しておりませんので、答弁ができないと思います。
	それから、だれが答弁するかについては、担当の方並びに私の方で指示いたしますので……。
2 番	それでは、わかりました。
	小倉水産課長は、現場のことについてどういうふうにこの漁港を修築するのかわからないので、現場の工事担当しておるところの北村建設課長に説明をしていただくと、こういうことでございますが、わからないですか。
委 員 長	質問の内容が出ておりませんので、整理しておっしゃってください。
2 番	それでは、水産課長に質問いたします。
	水産課長が説明がわからないので、現場をやっている工事の説明はわからないので、建設課長にその内容についてお願いすると、こういうことなのです。
委 員 長	休憩します。 休憩時刻 1 3 時 1 4 分
委 員 長	再開します。 再開時刻 1 3 時 1 4 分
	2 番。
2 番	それでは、改めて質問します。

	この漁港はどのように修築するのか、このことについてご答弁いただきたいと思 います。	
委 員 長	休憩します。	休憩時刻 1 3 時 1 5 分
委 員 長	再開します。	再開時刻 1 3 時 1 5 分
2 番	2 番。 そこまで言わなければわからないとすれば、漁港だっていろいろあるわけです。 第 1 種漁港もあるし、第 3 種漁港もあるわけでございます。そういった中では、床 潭の第 1 種漁港のことだから、漁港と言ってもわかるのだろうと思いますが、委員 長がそう言うならば、今後そのことを考えながら質問いたしたいと、こう思います。	
委 員 長	よろしく願いいたします。	
2 番	それでは、改めて質問申し上げますが、今この漁港は修築しておりますけれども、 この修築に当たっては、どうしてもこの漁港が使われないようになっておるので、 このことについては、どのようにこの漁港の修築についてお考えになっているか北 村建設課長にお尋ねしたいと、こう思います。	
委 員 長	水産課長。	
水産課長	私からご答弁を申し上げたいと存じます。 床潭第 1 種漁港、この漁港の修築に当たって使えないようになっているがどうし てなのだと、こういうご質問でございますが、過日の一般質問でもお答えをいたし ておりますけれども、ご承知のように、床潭漁港につきましては、昭和 26 年に第 1 種漁港として国から指定を受けまして、昭和 35 年から第 2 次漁港長期整備計画に基 づいて逐次今日まで整備をしておるところでございます。その辺については十分ご 承知をいただいているものだというふうに思いますが、現在 14 年度東側の船揚げ場 等々整備するべく、現在護岸工事、さらには外防波堤も整備を進めております。 これらの整備に当たりましては、平成 17 年度をめどに総工費 15 億 8,000 万円を投 じまして完成をさせるように、水産庁等に要望をいたして現在進んでおるところで ございまして、現行の港につきましては、使えないようになっているという私ども 認識ではおりません。現実にはハタハタ初めサンマの時期になりますと、サンマの流 し網で 5 トン未満の船も結構従前に比べますと利用もされております。 ですから、当然昆布時期になりますと船外機船のご利用もあるかと思えますけれ	

ども、全く使えない漁港だと、こういうふうな認識ではおりませんので、現計画ができるだけ速やかに、17年度をめどに施設が完成されるよう、私どもも関係機関に要請、鋭意努力をしてまいりたいと、こんなふうに考えておるところでございます。ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

2 番。

2 番

それでは、今の答弁によりましていま一度質問をいたしますが、この漁港は使えないのだということではないのだと、こう課長はおっしゃっているけれども、その事実は間違いないのですか。

委員長

水産課長。

水産課長

現実、港を使えない状況ではないというふうに私どもは認識をいたしております。

委員長

2 番。

2 番

例えば、この漁港をつくる人もわからないのだ、というのは、今この漁港は東の方を向いていて口が開けてありますが、少し波が出てきたら入らないのではないですか。それをあなたは承知しているのですか、その辺についてしっかり答えていただきたい。現在はやっぱり離岸堤も入っているし、現状の中では船を入れておくわけにはいかないんだよ。そのことについて、さらに明細に説明していただきたい。

委員長

水産課長。

水産課長

私どもの認識といたしましては、現状しけのときということでございますが、現状の中でしけのたびに船の係船がまるつきりできないと、そのしけの状況もどういう状態を指すかわかりませんですけども、通常の波浪のある中で港内に船の係船が全くできないというふうには私ども理解もしておりませんし、全く船が着けれないというお話も私どものところには、そういったご意見も来てないのが事実でございます。

委員長

2 番。

2 番

水産課長の今の説明の中では全く船の着けない、係船できないような漁港ではないと、こう言ってるわけでございますが、四十五、六年たってもまだ厚岸へ船を持っていかなければいけないというのは、これはどういうことなの。もう一度説明しなさい。

委員長

水産課長。

水産課長

ただいまのご質問でございますが、45年もたつてその船を回さなければならない

という状況が一向に解消されてないと。こういうご質問でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、この港が船を回さなければならないという、いわゆる使えないというか、そういったお話は私どもの方にも伺っておりませんし、いろいろ工事内容の説明をいたしていく過程の中におきましても、そういったお話は伺っておりませんので、そういう理解で私ども、使えないという理解ではおりませんのでご理解いただきたいと思います。

委員長 2番。

2 番 課長、あなたは現場を見てるのかい。漁港の修築する人は、少なくとも現場を見ておらなければ、波がどっちから入ってきてどっちからとまるのかということも知らないでいるのではないですか。

例えば、西側の方は、これは風が吹けば西風ぐらいのものだからじきになぎになって何でもないので。だけど左の方は波の入ってくる方向に口が開いてるものだから、これじゃ何回行っても船が町へ戻ってくるんだよ。しかも四十五、六年たってもまだ船の係船できないという漁港は、しかも厚岸の漁港はこれ平静区域なんだよ。あなたわかっているのか。これ全国で3カ所あるはずだよ。湾の中なんだ、これ。外海じゃないんだよ。白糠あたりみたいなような外海なら別だ、種類は2種漁港になっているけれども、少なくとも、やっぱり担当者はしっかりとそのことを踏まえて修築しなければならないのだが、これから聞こうと思うことは、実際現在やっているのは期成会がやっているのではないですか。そのことはどうなっているの。

委員長 水産課長。

水産課長 お答え申し上げます。

ご質問のように、確かに現状を見ますと東側に拡張しております港の口は、当然のごとく東側に港口を設けてございます。そこに港口を設けなければ船の出入りもできないのが当然かと思いますが、この東側の拡張していく整備計画を作成するに当たりまして、地域の方々、加えて漁港整備、海岸保全の期成会の方々のご意見等をまとめた上で、これが地域要望ということで計画に反映をしまして整備が進められているものでございまして、だれか特定の方がその整備計画をつくって整備が進められるものではないというふうに私ども考えております。

地域要望でございますので、速やかにその要望が実現するように、今後も鋭意努力をしまいたいと、こう考えてございます。

委員長 2番さんにご注意申し上げますが、一般質問でと同じ質問の繰り返しにならないように、重複を避けるようお願いいたします。

2 番 いや、それではしっかりとやってぱり答弁してください。

使えない漁港を使えるのだと言ってみては問題は出てきます。と申し上げますのは、しけのたびに厚岸に持っていくんだよ。しかもこの漁港について東側の方に5軒ぐらいある方は、物のしゃべれない人なんだ。どうなったからって言ったって仕方がない仕方がないなと泣き寝入りしているんだよ。この現況から見れば、船は全く入らないんだよ。この漁港の図面が……、どこに波がとまるの、これ。

この前に第1回目としては、津波が入ったらどうするんだということだったけれども、津波も全部こっちから入ってくるんだ。だから、東南東から波が入るんですよと言ってる、ここをふさがなければこの漁港は置かれなないんだ。だからやってる人もわからないのではないですか。波の来ないようにできるんですか、自信を持って言いなさい。

委員長 水産課長。

水産課長 ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思いますが、しけのたびに船を回しているという状況、苦情といいますか、そういったご意見等についても、私ども現時点では伺っておりません。

それから、波をとめられるかというお話でございしますが、さきにもご説明を申し上げましたが、この東側に拡張をしていくこの工事につきましては、既に地元の要望を受けて北海道、さらには国にその計画内容を説明をいたしておりまして、そのつくるべく工作物の大きさや延長等、その適正な中で積算をされ予算化もされるものでございまして、その中でこの漁港整備が進んでいくものでございますので、それは当然のごとく、開口部における航路上の静穏度等、さらには船揚げ場に係ります港口の静穏度を含めまして、シミュレーション、いわゆる解析調査をして、その結果に基づいてその計画をつくって予算要求等をしているものでございますので、私は、その設計等に誤りはなきものと思いますし、その内容で漁港整備が進めていけるものだと、こういうふうに思っております。

委員長 2番。

2 番 それでは、今視点を変えて津波が来たらどうするの。ということは、今陸に上げたんだよ、あれからずっと入ってきたら上へ上がってしまう。人家の上に上がるん

だよ。少なくとも生命と財産は、町としては公共団体として守らなければならないのだが、逃げていくところは避難場所として裏の方につくったけれども、財産や何か皆壊れたらなくなってしまうんだよ。その辺はどう考えてるの。

委員長 水産課長。

水産課長 ただいまのご質問でございますが、私は漁港を整備していく過程の中でどうなのかということでご答弁を申し上げたいと思いますが、以前にも同様な質問をちょうだいをいたしております、当然港の中で津波を防ぐということになりますと、防潮堤のようなものを構築しなければ、当然津波は防げないのではなからうかと、そうしたときに、背後にそれぞれ漁業者は昆布の乾場を有しております、防潮堤をつくることによりまして、果たしてそういう昆布漁業が成り立っていくのかと、そういう問題が生じてこようかという点については、以前のご質問等でも私の方からご答弁を申し上げているところでございまして、私サイドで申し上げますと、そういった津波を防ぐという面における漁港内の防潮堤等の整備はできないものではないのかなと、こう考えてございます。

委員長 2番。

2 番 いま一度質問いたしますけれども、あなたの言ってることは答弁になってないぞ、それ。それはどういうことかといいますと、漁港の入るところの防波堤をつくらなかったらば、この波が入ってくるのをとめられないんだよ。しかも今見ておきますと、避難場所は家の裏にみんなつくってあるんだ。今度避難場所はしっかりできてるよ。3カ所できてる。だけどこのまま入ってきたら人家の被害はかなり出るよ。

それと、今ここで話しておるけれども、実際問題としてはあの漁港は、さらに延ばしている、しかも図面を見ると波が入ってくるからあれでしょう。また15メートル陸へ出しちゃっているんでしょう。というのは波の入ってくる方向だから出しているんだ。まだ。少なくとも、あなた方や建設課長はこのつくるということについてわかっているのかということなんだ。知らない人がやって、しかも漁業者の期成会があるからその人までやってくれるのだということなんだ。また現実はやってるよ。しかし漁業者の会長さんというのは、大黒から船を持っていったことのない人だぞ。しけではどんな風が吹いて、どうしてしけが来るのだということもわかってもないんだよ。

かつて余分なことを言いますかもしれないけれども、真竜の市村さんの海岸の方

から突堤が出たんだ、全部。そのときに村上町長に言ったんだ、このことをやったからってだめなんだと。なぎのいい日は波10で来たものが8で引っ張るから2残るんだというのだと。これしけたら逆に10で来たやつが12で引っ張るんだと、そのために全部これまた決壊されるのだと、砂どめにはなりませんよと言ったら、そのうちに全部取ったよ、白浜海岸までの間は。だけどこの漁港はつくったら今度は壊すわけにはいかないのだ。離岸堤で出したやつは、取ってもまたどこかに使えるよ。しかしこの漁港の修築している姿の中で、このまま使って漁港の、いわゆる防波堤を出していったら、これは後は使えないんだよ、それ。そのことをわかってやっているかということなんだ、私は。

私は代弁して言ってるんじゃないんだから、かわいそうに五、六軒の人は物が言えないんだ物を、言うことも知らないんだおとなしくって、しかも防潮堤のことを言いましたが、私は最初から述べているんだ。浜中、奥尻、それからタロウ町あたりは防潮堤ができているんだと、しかし厚岸は防潮堤ができないんだと。それはどうということかということ、海産乾場として干し場に使っているためにできないんだと、それだから防潮堤にかわるべく漁港をつくってもらわなければならないと、こういうことなんだよ。そこにそういう問題があるんだわ。どうしてそういうできないようなことに、迷惑しているのに、やろうとして金を投じて45億円もかけてやっているんだと、私は床潭の人を代行して言ってるんだよ。おとなしい人だ、物の言えない人だ、前に伊藤水産課長のあれがずっと出すつもりだったんだぞ、それを課長がかわったからまた変更になったんだ、30メートルで向こうの方は高いところで15メートルか20メートル高いところがあるから波を向こうへやってもいいんだからということであったんだ。伊藤水産課長はあそこで、そのようにしてやり出したんだよ。それが水産課長がかわったからああいうふうになったけれども、だから今言った、いや何ぼでも船は入るんだと。漁師の一部の人が大丈夫だ、入れるんだと言ったって現実が入れないことは確かなんだよ。

だから、もっとしっかりした、どうせ漁港をつくるのだから、安心して船入れ場として使えるような漁港がなぜできないんだ。できたならできたと言いなさい。

委員長 水産課長。

水産課長 ただいまのご質問でございますが、確かに床潭漁港の整備に始まりまして45年有余もたっておりますけれども、現在拡張いたしております漁港東側の方がまだ完成

をいたしております。それは質問者をご心配されますように、当然東側であろうと西側であろうと、漁港としての機能を十分果たすものであって、漁業者が安心して係留、荷揚げができる、こういった施設でなければならないことはもちろんでございます。

そういったことで、漁港整備を今日も行っているわけございまして、それがその基本的な目的といいますか、漁港の機能を十分発揮できる内容で、今後とも整備に進めてまいりたいと、関係機関にご要望等も申し上げていきたいと、こう考えております。

委員長

2 番。

2 番

水産課長の、建設課長の答弁する場面もあるのではないですか。つくる方は建設課だもの、修築をするのは予算をつける方だけれども、その修築、建設するのは、やっぱり建設課長でないのか。

いずれにしろ、私は欠陥のあるのはつくることを知らないのではないかと、波の入っている方に入り口、反対側のこっちの方の方は全然波が入らないよ。開けてあるから入るんだ。しかもこのごろ黙って聞いておると3カ年だかの計画で60メートル、約6億円ぐらいかかっているんだという計画を立ててやっているようだけれども、これだって波の来る方は南東の方から防波堤をやったんだ、あれ。あんた方わかっているか。しかも今現況から見れば、あの海岸へ行ってみなさい。1メートル50ぐらい出してあるんだから、いいか、波の入ってくるということはどういうことかということ、波の入ってくる10を押したら12引っ張るんだ。だからあの海岸へ行ってみなさい。段差1メートル50ぐらいついているんだぞ。何かしけのときに昆布の場合でも、今度しけたときにはブルが来てならしてもらうんだと、こういう漁港の海岸ってそんな海岸あるのかい、一体。

何かすれぱうまいことを言って、ロペラペラ、漁師の人は知らないよ、しかも今会長さんをやってる人は大黒から船を持っていったことがないんだ。だけど西側の方は波は全然来ない。しかももしニシンでも来たらどうするんだ。あの漁港を出ていくときに漁港を壊さなければならないんだよ、あれ。あの岩場のところをみんな通っていかれないんぞ。

そういうことを考えながら、産業振興のためにやっていくということを考えているのかい、一体。どうして私が何回も言って、このくらい言わなければな、そのこ

とについて素直に聞けないのかと。さっきから何回も言うけれども1メートル50ぐらい波があるんだよ。段差がついてる今。それをつくるということは、波が入ってくるから段差がつくということなんだよ。しかもこの間の21号台風には、あんた方はいいなぎの日ばかり見に行ってしけなど見に行かないんだ、全然。医者とは体がどこが悪いとって初めてわかるようなものだよ。漁港というのは波がどこからどう入って、大きい波がどう入ってきて、病気が大きくなってきてどうするんだということはあるんだよ。何も見もしないでいなぎの日来て、どこがどうだどうだとかと言って、そんなことを言ったってできっこないんだ。しかも経験がないんだ、あんた方は。

その近所の人の立場になってごらん、泣き寝入りしているんだ泣き寝入り、あとは関係ない人は、ここを出てくれば使えばいいんだと言ってる人は、何回も言ったでしょう。あの入り口は昆布取るためにできているんだと、しけのときは昆布取り出ないんだから、決して波を南東の方に防波堤を立てなかったら、本当に完全なものにならないし、今急にニシンでも来たとするときには、あの漁港の一部を壊していかなければ入らないことになってしまうんだよ。あれ。そういうこともわかっているのか。しかも自然というものは厳しいんだよ。ただ人がそう言ったからこうだ、ああ言ったからこうだなんて、そんな甘いものじゃない。うちの委員会だってそう、見に行くべって言って7月に行ったんだ。そしたら上の方に上がって、末広へ行く道路の上に上がっているんだ4人、私も含めて4人行ったんだから、あんた下に下がって見れと言ったって見えないんだ。

我々は、所管は災害だ、災害のために所管に見にいかなければならないんだ。私は物の言えない人だから、本当に泣き寝入りしているんだ、そのことを言うんだよ、おれ。（聞取不可）は何も別にどうってことないんだ。昆布取るといったってそんなに船は行かないんだから、ただ今のところ、本当に昆布を取るだけの漁港だよ。あれ漁港としては使えないんだよ。あれ。そのことをしっかりと踏まえて、わかっているのかと。今まで町長は忙しかったから何も聞かなかったけれども、今度はひとつ町長にお尋ねしなければならないと思うんですが、この漁港を波の来ない方法にするということになれば、必ず一つの方法でもって波を抑えていかなければならないと思うんだけど、そのことについて町長にお尋ねしますが、どのようにつくっていかなければならないと思うのですか、ひとつお尋ねしたいと、こう思いま

す。

委員長

委員長から皆さんに申し上げます。

本件に関しましては、2番議員の指摘と答弁とが現在同一のものが繰り返されているようでございますので、この町長の答弁をもって本論点については打ち切りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それからもう1点、これは言うまでもないことではありますが、質問は町長に対する質問でありまして、それを町長に代わって各担当者が答弁をする場合があるというふうに委員長としては考えておりますので、その点も改めて確認させていただきます。

それでは、町長お願いします。

町長

お答えいたします。

床潭漁港については、安全で安心して利用しやすい漁港整備を目指し、平成17年完成を目指すために、国・道・関係機関に強く今後とも要請をしてまいります。

委員長

3目について他にございますか。

9番。

9番

今の港につきまして、私も産業建設常任委員会の立場で何回も視察しております。特に床潭の漁業者の方が喜んで大勢の方が利用しております。この現実を把握しております。使い物にならないというのは、使ったことのない人は使っていないかもしれないけれども、使う人は十分使っております。私は現実を把握しております。

もう一つ、今の波に来ることは産業建設常任委員会でも視察の結果として、何といるのですか、報告の中につけてあるはずですが。それは今言う南東の方角から来る波の出入り口、今利用してますね。沖の防波堤と申しますか、ありますね。あの延ばす方角については私どもも意見がございました。それは産業建設常任委員会でも話をし、担当者の方にも話してあります。これはある面では塚田委員の主張と相通じるものがございます。これだけ申し上げておきたいと思います。どっちの方角にそれを延ばしたら波を防げるかということでは、私も漁師で海でございますから、塚田委員の質問は十分私もわかります。

その他のことにつきましては、全然使えないということは一切なくて、大勢の利用者の方が喜んで利用しております。特別に大波のときは、これはやっぱりあそこでは船は置けないと思いますから、そのときは厚岸町に避難することもあるでしょ

う。ふだんは大いに利用されております。

委 員 長

答弁よろしいですか。

9 番、もう 1 回話してください。

9 番

話してあるでしょう。内容を話しましたね。東の方のあそこの離岸堤、もうちょっとあっちの方へ、床潭のピリカウタの方向に延ばした方が波が来ないんだと。ここから皆真っすぐ沖には丸見えでしょ入り口から波が来るんですよ。これは塚田委員の話と全く同じです。あれを延ばすのはそっちの方へ延ばした方がいいと思うということは、我々産建でも申し上げておりましたね。あなた記憶にあるでしょう。そうですから、そういう努力は私もしてほしいと思います。

委 員 長

水産課長。

水産課長

ただいまのご質問でございますが、現在整備されています港の外防波堤の延長方向のお話かと存じます。現在、昨年15メートルを整備し、今年度25メートル、全体で60メートルの延長の外防波堤でございますが、その延長すべき方向が、いわゆる南東方向にできないのかなと。いわゆる港口方向に延長できないのかなというお話かと思いますが、先ほども申し上げましたように、現行の整備計画の中で外防波堤の延長を決める際に、いわゆる航路上の静穏度を保つためにシミュレーションの結果、60メートルでその位置といいますか、方向といいますか、そういったことがその解析の結果の中で定められて現在進められておりますので、今後におきまして、その状況等見極めた上で、さらに北海道、さらに国に対して漁港整備等について要請があれば要請をしていかなければならないのかなと、こんなふうに担当としては考えているわけです。

委 員 長

よろしいですか。

9 番。

9 番

その辺うんと努力してください。何かシミュレーションでやったらいいからね。それ以上私素人が言ってもこれはちょっと議論がすれ違いますだけになると思いますが、まだもちろんあっちの港まだこれからまだまだ仕事がありますね。つけるのに。

それから、今の沖の波が入ってこないように、あの方角はやはり何としてもあれから東の方へ延ばさなければ、方角は東の方角へあれを延ばさなければ、南東の方へ行くようになってしまいますから、波はあそこを来るからこう、これは方角は北

東方角、北北東か、北東だね。むしろ北東の方が心配ない。そうじゃなければ東だ。それを大いにこれからこれ議論でしょうが、よく注意してあそこを延ばしてください。そうすると波が入ってきませんから、これは塚田委員と、年は同じだけれども、だから合わせるわけじゃないよ。これは間違いないですから、ただ違うところは、全く利用できない港ではないということを私は確認してありますから、自信を持って進めてください。仕事を、頑張って。

委員長 町長。

町長 ただいま産建委員長から関連質問としてありましたが、産建委員会で調査をした結果の考え方に基づいてのあり方について意見がございました。それを参考にしながら、今後の関係機関との要望に当たってまいりたいと、かように考えております。

委員長 よろしいですね。

次、3目他にございますか。

(なし)

委員長 なければ先へ進みます。

5目養殖事業費、ありませんか。

(なし)

委員長 なければ先へ進みます。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、ありませんか。

(なし)

委員長 2目商工振興費。

19番。

19番 ここでちょっと質問します。余り長くやりません。時間がないですから、真里谷委員の一般質問の中でも出ましたけれども、厚岸町中小企業融資、これが14年度が5年以内で2.5%、7年以内で2.7%ということで説明ありましたけれども、これは取り決めはどのような形でもって取り決めされているか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

委員長 商工観光課長。

商工観光課長 ただいまの質問についてお答えいたします。

この中小企業融資の保証料の、保証料といいますか契約でございますけれども、4月1日に金融機関さん、北洋銀行さん、大地みらいさんと契約をしまして利率を

決めております。

委員長

19番。

19 番

これは、ちょっと調べたのですけれども、これ14年度5年以内で2.5ですね。7年以内2.7、12年度を見ますと5年以内が2.4なんです。それから7年以内が2.6、13年度では金利が下がりましたから、これが5年以内が1.9、7年以内が2.1になっているんです。金利は今下がっているんです。それが14年度だったら2.5に2.7と上がっています。今銀行が一番もうかる時期なんです。貸し出すのはただみたいなものですから。

それとこれ制度資金になってますから、ちょっと聞きますと、商工会も入って金融機関と話をされていると思うんですけれども、これは国民金融公庫のやつで調べますと、一般貸付運転資金で5年以内が、去年は1.7です。今年度は1.6だったんです。それから7年以内が1.8が1.7、これは下がってます。

それから、これは中小企業総合振興資金です。これが一般貸し付けが5年以内が1.9、7年以内が2.1、小規模金融機関貸し付けが1.7の1.9、それと管内の保証の全部調べましたら、9カ町村ですか、厚岸町が2.2なんですね。それから浜中も2.5、2.7、それから白糠町、ここを見ますと金融機関を見ますと、信金さん入っているのが大体2.5、2.7なんです。それから、ほかの阿寒町あたりは2.3、2.5、保証ですね。それから逆に高いところがありますね。釧路町の場合は3.0、これは10年、3.3、ただこの場合は保証料のほかに鶴居もそうですけれども、利子の一部町が負担しているんです。実質的には安くなっているのです。それを見ますと、これはどちらかという、商業者の場合制度資金であれ、それから一般質問で出た中では、これで高くなったから利用が少ないということは一概に言えませんが、昨年より4件少なく、金額で480万円少なかったということでございます。

結局、政策的な融資制度である以上、金利の決定に当たってはある程度行政から政府金融機関等の利息を十分考慮して、取り扱い金融機関に示して、それをベースとして検討した方がよいのではないかと。

ということは、昨年を見ますと1.9、2.1ですから、実際の国金あたりと大差がなかったのです。今年はかなり差がついてきているのです。どうしても、したからこういう不況下になった場合使いづらいんです。やっぱり前も真里谷委員が言ったように、運転資金でかなりみんな商業者がきゅうきゅうしているんです。そしてま

た金利を上げられちゃうと大変使いづらいということでございます。

厚岸町の場合は、拓銀がなくなりましたから、現状では北洋さんと大地みらいさんの2件でもって相談して、聞きますと大体金利も申し合わせみたいになって、それで決定されているような感じです。手元の表を見ますと、どうしても大地さんが高いというわけではないですけれども、地元金融機関と大地さんが絡んだ場合、大体もうほかの金融機関から見ると金利がどうしても高めに設定されております。だからせっかく制度資金で出しながら利用が少ないというのは、やっぱりその辺があるのではないかなと思うのです。もしそれがどうしても金融機関がだめであれば、やっぱり政府系基金の金利をあれするように、例えば利息の一部を補助入ればかりでなく、厚岸町財政厳しいだろうけれども、そういう意味でもある制度負担するような形もできるのではないかなという考えがありますが、その辺どうでしょう。

委員長

商工観光課長。

商工観光
課長

ただいまの利率の関係ですけれども、実は11月21日に、いわゆる何といいますか関係機関を集めまして、いわゆる約款に基づきましてその利率につきましては協議によってのみ変更できる云々というものがありまして、それで11月21日に金融機関を招きましてちょっと会議の場を持ちました。

実は、我々その時点で日銀のいわゆる長期プライム 1.6ということで入手しまして、4月に契約しました差と余りにもありまして、それでアクションを起こしたわけでございます。その中では大地みらいさんは、その会議の場所ではすぐは結論は出なくて、本部とか、例えば北洋さんにしても札幌の本部とかということで、ちょっと結論は出ませんでした。

その後、11月28日、1週間後ですけれども、打ち合わせといいますか、本部との結論が出まして、例えば大地みらいさんにしましたら、結論としましては大地みらいさん独自でプライムがあるということで、現在の利率、いわゆる 2.5%が適正という、そういう返事をもらっています。

例えば、もう1点の北洋銀行さんですけれども、なかなか2店といいますか、先ほど質問者もおっしゃったように、北洋、大地みらいさんの関係がありまして、なかなかはっきりしたことは申し得はしなかったのですけれども、北洋さんにしては、私感じた部分ですけれども、指定金融機関のこともありまして、多少のダウンはあり得たのかなということでございました。

したがいまして、町としまして、今年の部分につきましてはもう4カ月ぐらいしかないのですけれども、あと来年の4月、平成15年度の利率に向けては、例えば約款の中にいわゆるベースですか、例えば日銀のプライムレートが幾ら幾らになった時点で契約といいますか、そういう協議の場を持ちたいと、利率変更をしたいとか、そういう場を持って次年度は利率変更に向けて努力してまいりたいと考えております。

委員長

19番。

19番

今の長プラが出ましたけど、これ標茶を見たら、標茶は5年長プラに対してプラス0.2なんです。そうすると例えば国金は1.6ですから1.8ですね。それから5年を超した場合0.4ですから2%ですか、これも北洋さんと大地みらいしかないんです。標茶町はそうなっているんです。厚岸も北洋と大地みらいしかないんですけれども2.2では高いです。

だからそれで、さっき言ったように、すべて商工業者にある程度そういう制度がないものですから、財政厳しいでしょうけれども、もしそれが銀行さんの方でもそうであれば、若干の保証だけじゃなく、やっぱりある程度利息も若干大目に見てあげるというような形をとっていただきたいと思うのです。

それからもう一つ、中小企業の近代化資金ございますね。これ13年度までは具体的に町が2.5%の利息を補給しますから、無利子です。だけど13年度まで見ると、何か最初から無利子のものが14年度になったら、これ借りる人が一時、半年は立てかえ払いなんですね。そうすると半年後には何か戻る形で、これは何でこういうような形になっているのですか。

委員長

商工観光課長。

商工観光課長

ただいまの件につきましては、従来どおりの方法でやっています。

委員長

19番。

19番

そうするとこれはあれですか、最初から金利は立てかえないで全部町の方から、最初から全部あれですか、立てかえないということですか。13年度もそうですか。これには私調べ間違いか、調べたら13年度まではもう最初から無利子だったのですが、14年度になってから1回立てかえて、最終的には無利子になるのですけれども、半年後に町から戻るんだということみたいなのです。

委員長

ちゃんと答弁してください。

	商工観光課長。	
商工観光課長	従来もそのような方法でやっております。平成13年度につきましても……。	
委員長	19番。	
19番	だらあれですか、変わってないということですね。従来どおりに、このまま立てかえなしでもって、利子の場合は最終的にはただになるのですけれども、町から補助金をもらうのですけれども、何か調べたら13年度までは立てかえなしが、14年度になってから立てかえて半年後に戻ってくるのだということなのですが、これは私の調べが間違いだということですね。	
商工観光課長	そうです。	
19番	いいです。わかりました。	
委員長	ちょっと今、ごちゃごちゃやってもわからないので、それはちょっと何か同じことを質問者言ってるようだから、ちょっと休憩の中でもってどういう制度なのかちゃんと説明してください。	休憩時刻 14時01分
委員長	再開します。	再開時刻 14時07分
	商工観光課長。	
商工観光課長	大変貴重な時間をすみません。 従来の方式を述べますと、従来は、いわゆる金利の分でございますけれども2%は最初から引かれておりました。そして、その後銀行から個人の口座にバックされて入金されておりました。それで、今回役場から個人の口座に直接払いまして利子補給をするということでございます。	
委員長	よろしいですか。	
	19番。	
19番	ちょっとどう思われますか、従来は前もって、その借りるときに銀行さんで最初から引いてあるということですか、それで14年度からは、立てかえしておいたものが戻るということですか。	
委員長	休憩します。	休憩時刻 14時08分
委員長	再開します。	再開時刻 14時11分

19番	19番。 大変申しわけないです。わかりました。 それでちょっと、さきの中小企業の方で答弁、ちょっと私聞き漏らしたのかなと思うのですけれども、2.5%と2.7%の保証料なのですけれども、金利が高いと、だから一例として金融機関並みの金利を町でもって利子補給をするのも一つの方法ではないかという質問をしたのですけれども、それについては町長いかがですか。
委員長	町長。
町長	少々時間をかしてください。
委員長	休憩します。 休憩時刻 14時12分
委員長	再開します。 再開時刻 14時15分
町長	町長。 お答えさせていただきます。 融資の関係であります。まず相手方に対して本体利率を下げるように町としては要請したいと考えております。その後におきまして、推移を見まして財政等も考えながら、ただいま利子補給をしてくれというお話ですが、そのことも踏まえて検討したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。
委員長	よろしいですか。 2目他にございますか。 （なし）
委員長	なければ先に進みます。 3目食文化振興費、4目観光振興費。 ありませんか。 （なし）
委員長	5目観光施設費。 ありませんか。 （なし）
委員長	なければ先へ進みます。 7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費。 ありませんか。

	(な し)
委 員 長	土木用地費。 ありませんか。
	(な し)
委 員 長	先へ進みます。 4 目地籍調査費。 ありませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ先に進みます。 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。 ありませんか。
	(な し)
委 員 長	2 目道路新設改良費。 9 番。
9 番	委員長、道路として広く解釈していただきたいのです。 実は、公園の中の道路なのです。子野日公園の道路、道路でないかい、中に入っ ていくのだが、あれも道路なのかい。公園の中。 実は、今手押し車がございますね、何というの、こういう車で歩きますね、私も もう何年もしなくてあれを利用したいと思うのですが。 (「車いす」の声あり)
9 番	あ、車いすですな。それに乗って公園に花を見たくて来たと、砂利道で歩けない と、何とかならないものかなという願いがあったのですが、あれを簡単に舗装した らどうかと思うのですが、いかがでしょう。
委 員 長	町長。
町 長	ただいまのご質問にお答えをいたしますが、身体障害者に対する車いす利用のこ とですが、ご承知のとおり、子野日公園も年々整備をされております。 しかしながら、今の時代に合わない道路等もあることも事実でありまして、私と いたしましては、今ご指摘がございました車いす利用者についても、利便性を考え た道路にしなければならないということで、できれば新年度予算で考えていきたい という立場に立っております。

委 員 長	よろしいですか。 2目他にございますか。 (な し)
委 員 長	それでは78ページ、3目除雪対策費。 ありませんか。 (な し)
委 員 長	3項河川費、1目河川総務費。 3番。
3 番	町長、既にご承知のように、きのうの道新の朝刊一面にこれ10段抜きですか記事が出ました。別寒辺牛川の砂防ダムに関しては一応町長の談話も載っておりますが、町長このことについてどういうふうに、まずお感じになられたのかお聞かせいただきたいと思います。
委 員 長	町長。
町 長	実は、私も昨日の北海道新聞の一面におけるご指摘の報道につきまして、大変私も驚いておるところでございます。 と言いますことは、前もっていろいろな取材があったわけございまして、私なり、さらにはまた担当課長等にも取材があったようでありますが、それなりのお答えをしておったわけであります。 私の認識におきましては、矢臼別演習場からの土砂が厚岸港等に流入した場合、漁業資源に与える被害は甚大となることが予想されるため、土砂流出対策として砂防ダムを計画したと、そのように私は認識をいたしておるわけございまして、あのような記事になったということは、私といたしましては、強くそのことを受けとめ、私の認識と、さらにまた道新の報道されております学者と言いましようか、それぞれ3人の方の名前が挙がっておりましたが乖離があるようであります。 そこで、私といたしましては、今後のためにも道新に記されたいろいろな問題について、やはり厚岸町の問題として、これからあのような「いとう」等の問題を報道されましたけれども、事実があるとするならば、私は大変なことであると認識をいたしております。 今後、意見を参考にしながら、今後の対応をしていかなければならない。そのように考えてます。

そういう意味において、担当課長に北海道新聞に掲載をされた記事の内容について、私も詳細に知りたい。今後の対応についても大事なことであるということで、北海道新聞にお願いをいたしました。

そういうことで、今後私といたしましては、厚岸町としてどうとるべきか、これは防衛庁の関係であります、よくその後協議をしまいたいというふうに考えておるわけであります。

委員長 3番。

3 番 議会としても、この砂防ダム工事は平成10年から30年、20年かけての、30億円かけての工事と、一番大きな目的は、今言われたように、矢臼別演習場着弾地から、いわゆる泥流とか、こういうものが河川に流れ出す。すると川下に当たる厚岸湖に流入して漁業に大きな被害を及ぼすという心配があるということで、砂防ダムを建設しようと。

それからもう一つは、地域の振興もあると、30億円というお金ですから、もっとも演習場がなくなれば一番いいことなのですけれども、現実にあるものですから、それで賛成をしたわけです。私たちも賛成をしていると。

今回のような問題が起きたということで、私もびっくりいたしました、やはり全道的、全国にも広がる中、週刊金曜日という週刊誌にも載ったという話をさっきちらっと聞きましたが、かなりの反響を呼ぶということは、今の時代の中では当然のことだと思うのです。

町長おっしゃったように、やはりそういう点で厚岸町がどういう対応をするのかというのは注視の的になっているのではないのかというふうに思うのです。

そういうことで、早速調査に当たられると、こういうことなのですが、具体的に指摘された問題点が事実あるということになれば、それなりの対応をしなければならぬと思うのですが、その辺については、これからの問題ということもあるでしょうが、どのようにお考えでしょうか。

委員長 町長。

町 長 お答えをいたします。

田宮委員も既にご承知のとおり、平成9年であったかと思えます。私が町長になる前でございますが、国に求めている地域振興策というのが当時ありました。7項目ダムに関しての要請が、ダム以下です。あったわけですが、その一つに汚濁対策

としてフッポーシ左二俣川、フッポーシ川の環境保全調査を行い、砂防ダムを整備するという厚岸町から国への要望、すなわち防衛庁に対する要望に基づいて、今問題になっておりますダムが私は建設をされているというふうに理解をいたしておるところでございます。

しかしながら、今日イトウの繁殖という問題があったわけではありますが、私はまだそういう繁殖の有無については把握をしておりませんが、ダムには魚道を整備しており、往来は可能であると考えているようであります。絶滅を危惧する研究者は報道のとおりですが、繁殖適地の上流部への遡上ができないとしたらという前提に立っておるわけであります。

そういう意味においては、双方の認識には乖離があると、そのように私は考えております。

いずれにいたしましても、厚岸湾、厚岸湖の環境保全という見地から、この砂防ダム設置を国に要請した経緯、経過を踏まえ、この工事の委託主体である国の対応を注視したいと、かように考えておるわけであります。

委員長

3 番。

3 番

それでは、ちょっと視点を変えまして建設課の方で平成30年までの工事ですね。全体の工程表、これを資料として出していただきたいと思います。

委員長

建設課長。

建設課長

全体の工程表の資料を出せということですね。はい、ではすぐ用意させて出したと思います。

委員長

休憩します。

休憩時刻 14 時 27 分

委員長

再開します。

再開時刻 14 時 41 分

建設課長

建設課長。

お手元に配付した資料の説明をさせていただきます。

別寒辺牛川水系のダムの全体計画という形の中では、上部の左側の方に記載してございます。別寒辺牛川本川はございませんが、トライベツ川のダムが4億5,176万5,000円の事業計画の中で、13年度までの実績の中で堤体3分の1というのは、おおむね3カ年やるとすれば3分の1堤、3分1堤という形の中で進めてきておりまして、これは工事的には平成10年度から調査、平成11年度には現状調査と実施設

計という形で、既に13年度までの中に事業費が組み込まれております。そして、今年度平成14年度が3分の1堤が残ってございます。それで、ここの中で一応14年度終わる計画になってますが、現在の予定では15年度に若干魚道整備の一部が繰り込むという予定になってございます。

次に、フッポーシ川の関係については、現在砂防ダム全体計画では6億8,385万7,000円という形で砂防ダム1基を、平成13年度までの間には平成12年度にこの環境調査、それから実施設計調査等が行われておりまして、今年から13年度工事として着手してございまして、現在14、15国債事業で今年度分という形の中では今ダム建設現場までの道路工事を既に行っておりまして、年度内に一応堤体の基礎工に一部入る予定でございます。その後の15、16という形の中で進めていって、フッポーシについては一応全体では、工事的には3カ年予定してはありますが、これも事業実施状況というか、金のつき具合とかによって若干の流動的な要素は残ってございます。

次に、西フッポーシ川の関係では9億1,715万円という工事費で、これについては来年度調査関係が始まってくるというような感じで、その後16年から19年にかけてという形の中で進める予定になってございまして、当初、初めの段階では20年、30億円と想定をしてはしましたが、実際に実施設計等を組んで実績を見てみると、そのようにかからなくて、おおむね今砂防ダム3基でおおむね20億円ちょっとという全体計画になってございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 3番。

3 番 今、説明いただきましたが、トライベツ川の砂防ダムについては終わるのですね。若干魚道の関係で残るけれども。

次、フッポーシ川については、これが平成15年測量調査から始まるわけですね。もう一度お答えください。

委員長 建設課長。

建設課長 そのとおりでございます。

委員長 3番。

3 番 議会の、今年の夏見に行きました。随分巨大なダムだな、あんなものが必要なのかという感じを得たわけであります。

私たち予算を審議する段階では、なかなか数字は出てきますけれども、頭の中に

図面として描かれない、そういう弱みを持っておりまして、見てびっくりというようなことなのです。

これからの問題は、これまでに完成間近なトライベツ川のダムの問題をどうするのか。それから15年以降、これはこれからの着工でありますから、それに向けてこの問題をどう取り扱っていくのか、これは全額国費で町は受託してやっている仕事ですから、直接的な予算計上上の問題はないのですが、今指摘されたような問題、非常に重要な問題が浮かび上がってまいりました。

ですから、この点については、これから少なくとも15年度の測量調査までには結論を得るように、防衛庁に強く申し出る必要があるのではないのかというふうに思いますが、いかがでありますでしょうか。

委員長

町長。

町長

お答えをいたします。

先ほど申しましたとおり、地域振興策として厚岸町が国に求めた事業でございます。

そういう中で、保全調査をするという建前の中でこの事業が進められたわけですが、こういう報道があったということは考えられなかったことであろうと、予期はしなかったと思うわけでありまして、私といたしましても、これを重く受けとめております。

今後、防衛庁、さらにはまた環境庁とも協議をしなければならない問題であろうと考えておるわけでありまして、当然国の方にもこの報道が伝わっていると思いますので、このことも国の方もこのままではいかんという考えに立っていると私は思っておるわけでありまして、私といたしましては、やはり厚岸町の要望した事項といえども、環境という問題は大事な課題であります。しかも厚岸町は第1次産業の町であり、やはり海を大事にすると、環境から守るということはもちろん大事なことでありますが、このような新聞報道があったということも考慮をしながら、今後の建設に携わってまいりたいと、かように考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

3番。

3番

大変くどくなりますが、町長は非常に重要な問題だというふうに受けとめられて、これから対処していくというお話ですからよろしいと思うのですが、この具体的に

なる過程の中で、議会、すなわち町民にもひとつご説明をいただきながら進めていただきたいというふうに思います。

委員長 町長。

町長 私も、先ほど申し上げましたとおり、この報道は極めて大きい報道であります。やはり北海道新聞が報道をしたということは、それなりの報道の自由といえども根拠を持って私は報道したと見ておるわけでありまして、いろいろな意見との、私自体との乖離もありますので、北海道新聞がこの根拠について確かな資料を持ち合わせではなかろうかと。

私は、今後の対応の参考にしなければならないと考えております。その参考資料、そしてまた国等の考え方を総合的に判断しながら、町としても国に要請することは要請してまいりたいと、かように考えております。

委員長 よろしいですか。

11番。

11番 今、田宮委員が質問したことなのですが、今まで答えられたことは、ちょっとそのようにお願いしたいのですが、今回特に問題になっているのは、要するにイトウがいたということですね。この川に。そのイトウがいて、そしてこれ自身が今野生動物として非常に絶滅のおそれのある希少動物だと。絶滅危機種に挙げられている魚だということですね。

それで、今回いた地点が、私は正確にはどの地点でどういうふうにイトウの稚魚が発見されたのかということはわかりませんが、話を聞くとところによると、272号線ですか、中標津に行く道路は、それを越えた地点でも発見されているということなのです。

そういうことで、このイトウについてはまだまだ未解明な部分をたくさん持っている魚だということで、実際にどこで産卵して、どこで大きくなって、どこでさらに大きくなるのかということがまだ十分にわかっていない。いろいろな研究者がいろいろなところで研究されていて、非常に蛇行の多い川でイトウというものは生息できる魚なんだというふうに言われているのですけれども、何で国道を越えたまだ向こうのすごい小さい川に稚魚がいるのか、あれだけ大きい魚なのに稚魚がいるのかということは、どこで産卵しているかをきちんと、まだ把握されていないのが現状ではないのかなというふうに思うのです。

そういうことで、今回こういうダムをつくることによって、その往来ができなくなる。あるいは川の環境が変わってしまう、そういうことに対するすごい危機を持って警告しているものではないのかなというふうに思うのですが、今回このように発表になった以降、やはり町長がこれに非常に慎重に対応されるということなのですが、やはり環境調査等については、そういう今回の問題をよくとらまえていただいて、これに対応できるやっぱり調査を、町が行うのか、研究機関にお願いをするのか、いろいろなやり方はあるのでしょうかけれども、そういうものをきちんとされていかなければならないのではないのかなというふうに思うのですが、それについてはどのように対応をしていくのか。

それから、この魚道の問題で今説明ありましたけれども、やはり魚道について、今までつくったものをどうするのかも含めての考え方ですけれども、今尾幌川の河川改修で、結果的には落差工ですか、落差工を一部取り外したのです。そうすると、今年は相当魚が上流に上ったと、上流の方からも聞こえてきているのです。それから調査していた人たちも、随分魚が遡上したというふうに言われているのですけれども、やはり遡上できる環境をつくってやるのが大事ではないのかなと。

それと、今トライベツにできたダムの魚道が、この説明ではサケやマスは遡上できるよという説明をされていますよね。ところが、イトウはどういう段階でこの川を上に行ったり下に行ったりするのか、それをきちんとつかまえないといけないというふうに思うのです。

そうすると、今考えられている魚道がそういう魚に適しているのかどうなのかも調査しなければならないと思うのです。本当の稚魚だったらそこを上れるのか、稚魚がさらに上るのか、少し大きくなったのが上っているのか、それともあれを越えたところで産卵して下がってくるものなのか、そういうものも含めて調査をしなければ、この問題についてはきちんとした対応をしたことにはならないのではないのかなというふうに考えるのですが、その点ではどうなのでしょう。

委員長

町長。

町長

お答えをさせていただきます。

先ほど、建設課長から全体計画の説明がありましたとおり、平成10年から魚類、水質調査、すなわち環境調査をしての建設にかかっておるわけであります。その段階では、当然建設の中で生物には影響がないという結果での着工であったかと思う

わけであります。

しかしながら、こういう報道があったわけですが、しかしこれは道新だけの報道ではありますが、ある学者は遡上できなくなればという仮定の話になっておるわけです。しかし遡上できるかもしれないというようなことも、反対を言えば言えるのではなかろうかというふうに考えますので、私といたしましては、防衛庁にこのことも踏まえて調査をするように要請をしてまいりたいと、かように考えます。

委員長 11番。

11番 あともう一つお伺いしたいのですが、いわゆるレッドリストに載っている野生生物を保護するということで、いろいろな動物があるのですけれども、先ほど言われていたアザラシなどはその中に入るのかなあというふうにも思うのですが、これについては、北海道が新しい条例をつくろうとしているのですけれども、それについては押さえているでしょうか。

委員長 町長。

町長 申しわけありませんけれども、承知してません。

委員長 11番。

11番 今、北海道希少野生動植物保護条例というのは、ことしの春に用意されているのですよ、もう道では。そして来年の春に条例化をしようということなのです。

そうすると、当然これが来年中には施行されていくということになってくると、これらの動物もその中に含まれていくと、当然なっていくはずなのです。そうすると、それらも含めてどう対応するか、いろいろな問題がこれから発展してくるわけです。

そうすると、今回の砂防ダムの問題も、それに照らしてどうなのかということも検討されていかなければならないということなので、それについては、やはり今いろいろな問題がありますから、自然環境を守っていくということでいえば、今あるものも、絶滅を心配されるものもきちんと守らなければならないけれども、その一方ではそれを荒らしてしまう在来種がたくさん国内でもはびこってしまっているということです。川の中にも結構ウチダザリガニだとかそういうものがいて、本来の日本ザリガニだとか、そういうものがなくなってしまうたり、あるいはインコが野生化してイタチがいなくなってしまうというようなこともあるのですけれども、こういう状況になっていることも押さえながら、ぜひ環境調査については防衛庁任せ

だけではなくて、やはり町も一定のかかわりを持てるような体制でいってほしいなと。先ほどの町長の答弁では防衛庁任せみたいに聞こえたのですが、その点ではどうなのでしょう。

委員長

町長。

町長

今、ご指摘いただきましたとおり、厚岸の土地内における事業であります。国の事業といえども、やはり町が委託をされておる事業でもあります。

そういう意味におきましては、報道を契機といたしまして、私といたしましてはあらゆる情報を得なければならないと、そのように考えております。

そういうことで、報道の根拠になったものも私は知りたいということを先ほど申し上げたわけでございまして、今また北海道の条例の問題がありましたけれども、それとの関連も当然情報として得ておかなければならないわけでございまして、あらゆる部門から情報を得ながら、防衛庁にも強く要請をしてみたいと、かように考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

11番

いいです。

委員長

よろしいですか。

暫時休憩いたします。

休憩時刻 15時01分

委員長

再開します。

再開時刻 15時42分

3項1目の河川総務費ですね、ございませんか。

(なし)

委員長

なければ先に進みます。

次が、82ページをお開きください。

4項都市計画費、1目都市計画総務費。

ございませんか。

(なし)

委員長

3目下水道費。

ございませんか。

(なし)

委員長

4目土地区画整理費。

ございませんか。

	(な し)
委 員 長	5 項公園費、1 目公園管理費。 ありませんか。
	(な し)
委 員 長	6 項住宅費、2 目住宅管理費。 5 番。
5 番	ちょっと委員長に質問する前にお願いがございます。 これきのこ生産にもちょっとかかわりますので、一応は住宅ということなのですから、その点よろしくお願いします。 まず第1に、今町内のきのこの着業者が何件あるかお教えいただきたいと思います。
委 員 長	農政課長。
農政課長	現在、21戸の方がこの栽培を行っております。
委 員 長	5 番。
5 番	たしか、しいたけの菌床につきましては、当初50万菌床ということで始まったわけなんですけれども、現在それでは21軒で50万菌床は消化されていますか。
委 員 長	農政課長。
農政課長	現在の販売計画でありますけれども、合計で46万 5,000個の販売を計画をしております。
委 員 長	5 番。
5 番	ところで、この着業者の住宅ですか、上尾幌、たしか10棟だと思ったのですが、ここを何か1棟が何月ごろからか空いてるような話も聞いたのですが、その現状はどうなっているか、教えていただきたいと思います。
委 員 長	農政課長。
農政課長	きのこ住宅につきましては、現在1戸が今年度の6月いっぱいまで退去をしております。ですから1戸空いているという状況であります。
委 員 長	5 番。
5 番	それでは、やはりこの1棟は空いていることによりまして、あれですか、6月いっぱいまで出たのですか。そしたら7、8、9、10と11、6カ月分の、要するにあれですね、家賃ですか、これらは町の方でもって負担していかなければならないと思

うのですけれども、これには一般の方の入居は当然考えられない。あくまでもやはりきのこの、着業者という条件がついていると思うのですけれども、この空き家について、今後何かこれに対する対策というか、どういうふうにして、例えば新しい就業者を入れるものか、そこら辺の対策というか何か検討があるのであれば、そこらについてちょっとお尋ねしたいと思います。

委員 長

農政課長。

農政課長

この住宅については、きのこの新規栽培にかかわります栽培者のために建設した住宅でありまして、1戸空いてるという状況を、やはり解消しなければならないというふうには思っております。

したがいまして、この栽培者を今後誘致をしていく、こういった方向で進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

委員 長

5 番。

5 番

この住宅はあれですか、家賃はどのくらい、まずなるか。

それと、当初種菌につきまして50万菌床という部分があれば、今後新規に恐らく着業する方がいるのであれば、当然この50万菌床に対して足りない分が出てくるのではなかろうかと。あるいは今着業している人たちにもやっている方は1万だ2万だというけれども、今後やはりふやしていくということになれば、この種菌についても支障が来すのではないかと、そこら辺の考え方としてどう考えているか教えてくださいと思います。

委員 長

農政課長。

農政課長

まず、住宅料でございますけれども、この住宅料につきましては、入居から3年間は月額2万円、それから3年から5年までの期間につきましては3万円と、それを過ぎるものについては4万円というふうに今条例化されているところであります。

それから、菌床の個数の関係であります。先ほど46万5,000個というお話をいたしましたけれども、この中には森産業、以前から森産業との取引があるわけでありまして、この個数が7万個、今年の場合予定をしているところであります。地元の栽培者が新規があつて要望があれば、その7万個のうちから回したいと。さらには余裕を持って生産をしておりますので、そういった部分については可能かというふうに思っております。

委員 長

5 番。

5 番 | それでは、これは住宅の部分については2万円ということになれば、大体6カ月で12万円ぐらいですか、これは町の方で一応やはりかぶっていくという形になりますね。

それで、やっぱりきのこ生産者の振興を図るということであれば、当然やはり新規の着業者についても恐らく募集、何かの考え方を持っていかなければならないと思うのですけれども、一応それらについては、来年度、今年度ってあとないのですから、何か考えているものがあるのか。

それから、種菌については十分スペースがあるということなのですから、新規でもってどんどん仮に、もしふえたとしても、そんなに極端にはふえないと思うのですけれども、一応やはり1棟空いてることによりまして、やはり新規、それと今実際やっている方が種菌でふやしていくということになれば、当然やはりちょっと7万菌床でも、果たしてそれが対応できるかどうか、その場合に、当然種菌をふやした場合に、仮にしたにしても、あと生産者の、今は土地の問題等なんかについても考えていかなければならないと思うのですけれども、そこら辺について、どういうふうな考え方を持っているのか、お教えいただきたいと思います。

委 員 長 | 農政課長。

農政課長 | 個数の関係については、例えば一人が就業しますと大体2万個前後で、こういった形で、当初から大量の栽培は、恐らくなれるまでは難しいだろうということで、そういうところから考えますと、非常に問題はないというふうに考えております。

また、これから現在空いてるわけでありまして、時間をかけながら、来春までに何とか新しい、今たまたま一人の方が新たにやりたいという話もありますし、そういったことで、いろいろな手段を使って新規の就業者について獲得をしていきたいというふうに考えているところであります。

また、新たに栽培を始めるということになりますと、場所の問題があるわけでありまして、この問題については、現在ほとんど余裕がない状況であります。これについても、今後さらにやりたい人がふえてくる可能性もございますので、町有地については条件的に非常に河川等がありまして、それ以外へ延ばしていけない状況もありますので、やはり隣接地の取得等も考慮しながら造成をするという方向で検討をしていきたいというふうに考えております。

委 員 長 | 5番。

5 番	これで最後にしたいと思います。
	今の余っている住宅については、新年度になるか、あるいはいつになるかわからないと思うのですが、一応それらについて十分やはりきのこの生産の振興について、今後種菌、あるいはそういう新規入居者についても十分考えながら進んでいってもらいたいと思います。
	以上です。
委員長	農政課長。
農政課長	せっかく当地域においてこういった栽培の団地が建設されたということもあります。今後に向けてもさらに新たな栽培者の獲得に向けてやっていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと、こういうふうに思います。
委員長	よろしいですね、5 番さん。
	11番。
1 1 番	町営住宅がかなり高層化してできてきているのですが、高層の町営住宅の防災施設は何々が設置されているのか、教えていただきたい。
委員長	休憩します。 休憩時刻 1 5 時 5 5 分
委員長	再開します。 再開時刻 1 6 時 0 0 分
	建設課長。
建設課長	すみません。準備不足で貴重な時間をとらせまして申しわけございません。
	一応、公営住宅のそれぞれ棟によって若干違いますが、防災施設としてあるのは火災報知機、それから消火器、それから連結送水管ということで、各高層でも各階ごとに水が行くような設備がされております。それと廊下等によって非常照明、これらが主なものでございます。
委員長	11番。
1 1 番	これらについて、有効期間とか、それから検査はどの程度でしなければならない、そういう義務づけ、こういうものはどうなっているのですか。あるもの、決められているものと決められていないものがあるのか、今4つ言いましたよね。これがきちんと義務づけられているのは、どれとどれとどれで、それが決まっていなかったものはどれなのだと。
	それから、例えば1年ごとにきちんと検査をしなければならないというふうにな

	っているのか、4年に一遍だとか5年に一遍でいいとか、そういうふうになっているのか、それらについて説明していただきたい。
委員 長	建設課長。
建設課長	お答えいたします。 一応、毎年保守点検業務を行っています。その中で、例えば消火器であれば、当然有効期間とかありますし、当然点検業務の中で期間や何かあるものについては、その前に一応交換するとか、そういう措置を、毎年の保守点検業務の中でやってますし、今ははっきり消火器等については有効期限というのがあります。それ以前に物を見て点検して交代していくという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。
委員 長	11番。
1 1 番	要するに有効期間というか、そういうものが今ははっきり言われなかったけれども、毎年行っているということですよ。そうすると、最近火災報知機の誤作動によって消防等に通報があったのは何回ぐらいありますか。
委員 長	建設課長。
建設課長	最近2回ございます。
委員 長	11番。
1 1 番	原因はわかりましたか。
委員 長	建設課長。
建設課長	わかりました。一応私も夜中に行ってきたして現地確認いたしまして、最初の段階では、多分こうだろうという想定の中で、一応消防や何か各階へ行って確認したのですけれども、そういうことがないという形の中で、一応原因というのが、多分結露でいったのかなという形で押さえながら一応見た、これ結露でもないけれども一応おさまっていくなあという感じでいったら、また何日も置かないうちにまたいった、そして結局は風除室というか、倉庫の方の中から行っていたと、それは全部改修は終わりました。改修というか改善をしましたので、その後はなくなったという形でございます。
委員 長	11番。
1 1 番	毎年検査を行っていないながら、どうしてこういうことになるのですか。
委員 長	建設課長。

建設課長 当然その、たまたま夜間とかそういう形なのですけれども、点検業務では一応機械とかいろいろ見ているのだけれども、そこまで想定できなかった分、それも比較的新しい住宅で起きたわけですから、比較的というか本当に新しい住宅で起きたわけですから、比較的新しい住宅で起きたものですから、この問題、原因という形の中で、私も行ってからちゃんと徹底的に究明してやれという形の中で、一応改善はしたのですけれども、ただ保守点検業務でわからない部分で起きる部分もあるので、その辺が把握できなかったということなのだと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 11番。

11 番 今回は、そうやって原因は発見できたと、そして修理もしたということなのですから、同じような建物がまだあるわけです。そして、さっきわかって言ってしまったけれども、1回は昼間なんですよ。たまたま私もその場所に居合わせていたわけですから、それで、こういうあれだけの人たちが住んでいて、そういう機械が誤作動すると、誤作動が繰り返されれば、話を聞いたらもう無線から切ってしまうのだという話まで出ているのです。そういう対応もしたわけでしょう。一時もうどうしようもなく、結果的にもうわからなくてスイッチを切っておかなければピーピー鳴るわけだから、そういう対応をしなければならないというのは、それもまた危険なことなのです。

ですから、これについては1カ所直ったからいいのではなくて、あの建物ですから、やはり徹底的にやっぱり調査しなければならないのではないのかなというふうに思うのですけれども、今回故障があった原因をきちんと調査されて、それに基づいたやっぱり、同じようなところだとか、そういうものがすべてきちんとなっているのかどうなのか、調査しないと第2、第3だって出てくるのではないのかなと。

それと、やはり老朽化が進むことによって、なおそういうものが頻繁に起きる事態も予想されるということです。一番問題なのは、スイッチを切っておかなければならないという、そうすればああいうたくさんの人たちが暮らしている建物ですから、逆に非常時にとんでもないことになる。またかということでお互い安心し切って、とんでもないことになったのでは困ると思うのです。その辺ではどうなのでしょう。

委員長 建設課長。

建設課長	確かに、質問者がおっしゃられるとおり、大変な問題という形で認識しております。私もちょうど夜中の１時、２時という形の中で起こされて行ったわけですが、当然１階なら１階の弁で全部鳴るわけですから、そういう意味では皆さんに、夜寝ているのに結局大変だという形の中で、とりあえずとめるにはとめる、簡単にとめる方法はあるのですけれども、それだけが絶対ではないですし、ただかといってその時間帯から業者を呼んで調査するというのも、また非常にきつかったという形の中では、それ以外の原因でなければとりあえずとめて、しばらく様子を見た、その上で私は一応帰宅し、翌朝すぐ指示したという形なのですけれども、やはりこういうことが起きないように、通常でもそういうことをきちっと保守点検業務をしているからという形ながら、やはり原因がわからない部分もございますので、絶対とは言えませんが、やはり細心の注意を図った保守点検等、さらにはきちっとした管理に心がけていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。
委員長	11番。
11 番	そして、この建物を現在結露はどうか、あるのですかないのですか。
委員長	建設課長。
建設課長	今回起きたところは結露はないという形で、一部端の方であったのですが、それはもう解消されてないという形で理解しています。
委員長	11番。
11 番	やはり、こういう住宅の安全というものは非常に大事だということで、これらの施設機器については、やはり常に万全な体制を整えておいてほしいと思うのです。 それで、毎年調査を行っているということもあるかもしれないけれども、やはりすべてにわたってきちんとした作動が行われるようにしていただきたいと。それと、やはり住宅によっては、何というんだっけ上から水、雨降ってくるやつは、スプリンクラーか、そういうのが、それも誤作動してしまえば、押し入れの中につけるものもあるということです。話に聞くと。そうすると、そういうのまで間違われたらとんでもないことになってしまうということなのです。ないのだろうけれども、何が起きるかわからないのが今の時代ですから、そういうものがやっぱりきちんと作動するような対応をしてほしいというふうに思うのですけれども、もう一度お願いいたします。
委員長	建設課長。

建設課長 施設の保守点検業務を委託する立場から、業者さんに対して徹底的な、やっぱりきちっとした体制での検査をしていただいて、その報告に基づいて改修すべきものは予算をいただきながら改修して行って、やっぱりこういうことがないように、安心して生活できるような公営住宅というか、そういう形を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

11番 いいです。

委員長 2目、他にございませんか。

3番 3番。

3番 町営住宅の保守のことについてお伺いをいたします。

これまでの老朽住宅について何回かお尋ねをしてみました。梅香団地については、外壁については予算をつけていただいて2棟とも立派になったわけですが、問題は特に古い方の住宅で、居住性が確保できないような状況が生じているわけで、前々から懇談会を開いて、どういうことがあるのかしっかりとつかんでいただきたいというようなことも申し上げてまいりました。

そういうことで、もちろん財政的な問題を伴うわけではありますが、補修の計画ですね。これを居住者と十分協議をなさって建てていただきたいというふうに思うのです。30年近くになりますから、何らかの、特に最初の中高層の住宅についてはかなりひどい状況になっております。

来年、この12月でありますから新年度の予算に向けて編成作業が進むわけですが、ぜひその辺をお考えいただきたいということですが、いかがですか。

委員長 建設課長。

建設課長 町営住宅の補修関係の問題ももちろんございますが、質問者が言われるとおり、当然管理者といろいろ意見、住民の意見を聞きながら改善すべきところを改修しながらという形で考えていかなければならない。

ただ、当面の計画的な形の中での維持補修、全体的な公営住宅のあり方というのが、今現在補修計画も含めて、それから既設の老朽化している施設も含めて、住宅マスタープランの中で、どういうふうな形で位置づけしていくかという形の中でも今検討されてございますので、それらの動き、それらの中で今後の厚岸町の公営住宅のあり方、どういうふうに配置してどうしていくべきかというようなこともきちんと考え合わせて計画づけしていきたいと、そのように考えております。

ただ、当面の維持補修については、入居者等そういう管理者等の意見というか、そういう方向に基づいて営繕処理はしていきたい。ただ当面、それから先の方については、先ほど言いました住宅マスタープランの中で公営住宅のあり方をきちっとして整備計画を持っていきたいと、そのように考えてますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

3番。

3番

年間の補修案は 300万円足らずでしょう。今年度は何か 288万円ですか、全体の老朽住宅についての補修費としては本当にスズメの涙ほどだと。

今聞くと、今度はマスタープランなるものが出てきて、これでやりますと、プランプランで計画倒れというのはこのことを言うのではないですか。このマスタープランなるものは、どういう性格でどういう計画なのですか。

委員長

建設課長。

建設課長

今年度と、14年度、15年度をかけて住宅マスタープランをつくるという形で計画で今現在進めております。

これらについては、厚岸町における住環境そのものをどういうふうな形に持っていくのだと、特に公営住宅等については、この中において町の住宅としてどう配置し、どうあるべきかという形をきちっと計画し、それらが公営住宅の今後の整備に当たっての絶対条件という形になってきますので、そういうことも考えて、厚岸町の町、それとたしか公営住宅だけではなく、厚岸町の町に合った住宅づくりはどうかと、そういうことも提案していく内容の計画でございます。

委員長

3番。

3番

それができなければ、何もできないということですか。

委員長

建設課長。

建設課長

今後の建てかえ計画とか、そういうものがそこに載ってこなければできない。

ただ、今質問者が言われてるように、通常の、例えば営繕とか補修とか、そういうものについては関係なく、当然計画を持って進めていかなければならないと、そういうふうに考えてます。

委員長

3番。

3番

来年はどういうふうにしようと思ってますか。

委員長

建設課長。

建設課長 特に、3カ年の事業予算の中では、特に居住空間、住むところの改修ではなく、
要求的には一応奔渡団地の方の補修計画は出てますが、今現実的には今の厳しい財
政事情の中では、もうちょっと先送りしなければならないのかなという形で、ちょ
っとハード面の事業的な補修計画は、今ちょっと先送り傾向で、既設の営繕計画、
既存の予算、おおむね 300万円程度の中での補修直営というか、一部作業員を含め
た、そういう形の計画で今進めております。

委員長 3番。

3 番 時間もたちますから、これ以上聞いても出てこないと思うのだけれども、少なく
とも、やはり問題はそこに住んでいる人はどうなのかと、その状態をきちんと把握
されてやっていただかないと、何か計画だけはできるのだけれども、これいつにな
るかわからない、何がどうなるかわからないということでは困ると思うのです。そ
の辺特に申し上げておきます。

委員長 建設課長。

建設課長 やっぱり住んでいる人の生活空間を、環境をよくするために十分意見を聞きなが
ら対処してまいりたいと思います。

委員長 よろしいですか。

3 番 はい、いいです。

委員長 2目他にございますか。

(な し)

委員長 なければ先に進みます。

3目住宅建設費。

ありませんか。

(な し)

委員長 8款1項消防費、1目常備消防費。

ありませんか。

(な し)

委員長 2目災害対策費。

18番。

1 8 番 ここでちょっとお伺いしますが、避難場所の太陽電池の街灯というのですか、あ
れは今現在厚岸町に何基できたのですか。

委 員 長	総務課長。
総務課長	太陽電池の設置個数でございますけれども、町内35カ所でございます。
委 員 長	18番。
1 8 番	点検方法はどのように行われていますか。
委 員 長	総務課長。
総務課長	委託をいたしまして、バッテリー等の充電状況等チェックしているような形になっております。
委 員 長	18番。
1 8 番	それは1年に1回ですか。それとも何カ月に1回という形ですか。
委 員 長	総務課長。
総務課長	年に1回でございます。
委 員 長	18番。
1 8 番	例えば、太陽さんが出てこなくて充電できなかったと、それでもって1年に1回で充電はクリアできるのですか、電池で。
委 員 長	総務課長。
総務課長	このソーラーシステムの電灯設備につきましては、そういった通常の日照、当然ないとき等もあるわけでございますけれども、そういったときでもすべてクリアした中で賄っていけるというような設計の中で設置をされてございます。
	ただ、やはり相手も機械、バッテリーでございますので、そうした点検の中でやはり充電補充が必要だ、液を取りかえていかなければならない。こういったような部分が出てまいりますので、そういったことについては、その判明した時点でバッテリー液の交換等も行っております。
委 員 長	18番。
1 8 番	それではお伺いしますけれども、松葉町の避難場所になっている街灯が、太陽電池の電気がもう2カ月近く消えたままになっているのです。それは松葉町の太陽電池の点検はいつしたのですか。この間もつい最近ですか、3日ぐらい前ですか、金曜日だから、そうですね3日ぐらい前です。消えたままになっていたのです。それだけ点検しているのならば、3日ぐらい前ならずっと太陽さん出ていたから、そんな曇っているときはなかったからあれするのだろうけれども、球が切れているのかどうかわかりませんが、消えたままになっているのです。

委 員 長 | 休憩します。 休憩時刻 1 6 時 2 2 分

委 員 長 | 再開します。 再開時刻 1 6 時 2 3 分

総務課長 | 総務課長。

総務課長 | 失礼いたしました。

本年につきましての点検、7月29、30の2日間で行っているわけでございますけれども、この時点では影響がなかったということでございます。

今お聞きしましたら、ちょっと2カ月ほど切れているということでございますけれども、残念なことに、うちの方でその事実ちょっと確認といえましょうか、連絡いただいてなかったものですから、こちらの方で把握しておりませんでした。球の異状なのかどうなのかというような部分、これから調査しなければわかりませんが、即対応をいたしたいなと、このように考えております。

委 員 長 | 18番。

1 8 番 | あとの35カ所に対してもまだ把握してないということですね。たまたま今、私は松葉町の方だけ近くなものですから見ていたのですけれども、ほかのところは全部ついているのですか、まだ点検してないということですね。

委 員 長 | 総務課長。

総務課長 | 点検と言いますのは、先ほど言いますように、ついていてもバッテリーの能力が落ちているとか、こういうような場合がありますので、年に一度のそういったバッテリー関係も含めた点検をさせていただいているということでございます。

我々、日々全部35カ所をすべて毎日点検できればいいわけですが、それはなかなかやはり難しいということで、現実的にはそれぞれの地区の方から球の状況、点灯がしてない、あるいは切れているというような情報をもらいました都度、早急に対応するような方法で現在来ておりまして、今回松葉町の部分、切れているという情報を今日初めて認識させていただいたのですが、ほかの方について、まだそういう切れているというような情報はいただいておりません。

そういった部分からしますと、それぞれの避難場所にいる地区の方々に再度チェックといえましょうか、そういうものをいただきながら対応をしまいたいなと、こういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委 員 長 | 18番さん、よろしいですか。

18 番	いいです。
委員長	他に2目ありますか。
	(なし)
委員長	なければ先へ進みます。
	9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。
	ありませんか。
	(なし)
委員長	2目事務局費、3目教育振興費、4目教員住宅費、6目スクールバス管理費。
	2項小学校費、1項学校運営費。
	(なし)
委員長	98ページ、2目学校管理費。
	ありませんか。
	(なし)
委員長	3目教育振興費。
	3項中学校費、1目学校運営費。
	106ページ、2目学校管理費。
	ありませんか。
	(なし)
委員長	3目教育振興費。
	(なし)
委員長	次へ進みます。
	5項社会教育費、1目社会教育総務費、2目生涯学習推進費、3目社会教育施設
	費、5目博物館運営費、6目情報館運営費。
	(なし)
委員長	次に進みます。
	6項保健体育費、1目保健体育総務費、2目社会体育費。
	18番。
18 番	今現在厚岸町で運動またはスポーツの指導員数教えてください。
	それにまた、所属している部署、部署というかスポーツ教えてください。
委員長	体育振興課長。

体育振興
課 長

お待たせしました。

現在、スポーツ指導員は15名であります。各指導員ということでそれぞれの専門的な分野については、それぞれ規定はしておりませんが、全般にわたって15名、大体すべてのスポーツに通じている方という具合に、スポーツに理解のある方15名ということで特定はしてございません。

委 員 長

18番。

1 8 番

その指導員に対しての対応ですね。何か指導員の皆さんに話を聞いたところによりますと、例えば指導員手帳も実費で買わなければならない。どこかへ、釧路なら釧路に行っても自分でもって弁当を買わなければならない。また反省会といってどこか場所を変えてやるにしても自分でもって、実費でもって払わなければならない。それは間違いありませんか。

委 員 長

体育振興課長。

体育振興
課 長

今おっしゃられた件で、指導員の方々の研修等につきましては、当然町費をもって研修をしていただいておりますというのは現実あります。そのほかに指導員の方々が、例えば研修で行かれる部分での経費、例えば懇親会等につきましては、今のところは指導員の方の報酬からそれぞれ負担をしていただいておりますという部分も確かにございます。

それから、手帳につきましては、他町村の指導員の方、そのような手帳をそれぞれ交付をして持っている町村もあります。この問題につきましても、指導員の方々からそれぞれそういった問題の対応についても意見が出ているところでありますが、現在のところ、私どもの方で町費をもって手帳の交付はしてございません。今後検討材料ということ、課題となっているということでございます。

委 員 長

18番。

1 8 番

そこで提案したいと思いますが、これは何日だったか、ちょっと日にちは忘れたのですが、道新に運動部の指導員は地域の先輩でということでもって報道されておりましたが、その中で運動部の指導員不足が全道的に多いと。地域住民の部内指導員というのですか、部活動に派遣するスポーツエキスパートというのですか、活用が重要であると。そのためにこの事業によって地元の指導員は、そのスポーツのコーチとして派遣することによって道から補助金が、年間大体一人に対して27回と、その中で1回 5,040円の謝礼を払うように、それは全部補助金で出しますよと

	いう報道をされておりましたが、厚岸町ではこれを利用したり、また検討してみたりした機会がありますか。	
委 員 長	休憩します。	休憩時刻 1 6 時 3 4 分
委 員 長	再開します。	再開時刻 1 6 時 4 1 分
体育振興課長	体育振興課長。 貴重な時間、大変申しわけございません。 ただいまのご質問につきましては、確かに私どもはその件を受けております。この件に基づきまして、各学校へ、実は希望があるかどうかについて問い合わせいたしました。 結果といたしまして、指導者については学校対応で、現在のところ足りるということでしたので、この事業の活用はいたしてございません。	
委 員 長	18番。	
1 8 番	それでは、そういうことで学校の方ではもう十分だという答えが出てきたと。したら、今スポーツ指導員というのは学校行事の中では指導してないのね。学校から外れた、例えばスポーツ少年団とか、そういう形でもって指導をされている指導員なのですか。	
委 員 長	体育振興課長。	
体育振興課長	スポーツ指導員につきましては、それぞれ法律の定めるところによりまして、各町村で置くことが出来ることになっております。 このスポーツ指導員の主な仕事であります、当然各町村におけるスポーツ振興全般にわたってでありまして、それぞれの、いわゆる社会体育、それからスポーツ団体、それからスポーツを実施される、そういった個人の方々も含めて広く活動の場を与えられているという状況でございます。 ただし、学校につきましては、現在のところ学校の先生方が主に指導の任に当たっていただいておりますので、学校体育、それから学校の部活等については、体育指導員は指導に入っていないというのが現状でございます。	
委 員 長	18番。	
1 8 番	それでは、この道教委の制度化ということでもって新聞報道にされたのは、確かにこれは中学校、高校、学生を対象にした指導員ということで、社会的指導員とい	

うことではなく、限られた指導員の中ということなのですが、それなら学校サイドでは十分足りていると。そしたら、これに当てはまらないということですね。

委 員 長

指導室長。

教 委
指導室長

私の方からちょっとお答えさせていただきます。

このエキスパート制度なのですけれども、主に中学校部活動の、ちょっと言葉はあれなのですが、外部指導者にお願いをする場合、この制度を利用するというものでございます。

それで、各学校から部活の指導を自分の学校の先生以外でお願いをしている方で、ちょっと要件がいろいろあるのですけれども、道教委の要件を満たす者、それから年に2回の道教委主催の講習会がありまして、そこに出席できる方、それから社会人の方ですので上司の許可というのですか、上司の方からその外部の指導をよろしいですよという承認をいただいて行くというものです。

ですから、それぞれの各中学校から委員会の方にお願ひしますよという要望が上ってきて、初めて道教委の方に申請すると、そういうシステムになっております。

以上です。

委 員 長

18番。

1 8 番

そういうことであるならば観点が違うのかなと思いますので、余り質問はいたしません、極力今の青少年育成という形の中で、やっぱり学校等も再度また検討してもらって、こういう制度があるし、一般の人でも厚岸町に大した優秀なスポーツ、昔やった人たちの指導力のある人がいるのです。そういう人方ともよく話を聞いたり、先生とも相談しながら、こういうものがあるならば有効に使っていただいて、そして再度、来年でも検討してもらいたいと思います。

それと、そこでさっきの指導員のことなのですが、課長の答弁では弁当代だとか、それからまた懇親会だとか、そういうのは実費で払わなければならない。払っている状態もある。その改正するというか、さっきもそういう話でもって減らせばいいというものではないということなので、せっかくボランティア意識でやっているのですから、せめてそのくらいの、旅費ばかりでなくて、向こうへ行ってからの対応する弁当代だとか、そういうものを補助してやるというか、出してやる方法、考えはないのか、そこを伺いたいと思います。

委 員 長

教育長。

教 育 長	ただいま地域のスポーツをされる方々、いろいろな指導をされる方いらっしゃるということで、活用をということでいただきました。 昨年この制度を見たときに、やはりちょっと要件が厳しいというか、回数の制限ですとか、あるいは研修への参加等々ありまして、学校側としてもなかなか人材的に見つけることができないというふうなことではなかったかなと思います。 ただ、今地域の総合的なスポーツクラブのような奨励も国の方から出てきております。各種スポーツの指導員の養成と、あるいはそういうふうな組織化みたいなことも一つ懸案になっていることも事実であります。スポーツ体育指導員の活用というか、活躍の場というのを、私も会議に出る中でこれからもっと活発に、逆に活躍していただく場をつくっていかなければならないのかなというふうに考えております。 そして、ただ懇親会費の部分につきましては、各種のいろいろな協議会等々でも、私職員自身も含めてそういう場を設けるのですけれども、だんだん公費でやっていく部分はいかなものか、逆に言えば会費を少し安くしてみんなで懇親を深めるといふような形も一つの方向なのかなというふうにも考えます。また、その研修に行ったときの部分につきましては、個々につきましては予算の要求の中で検討してまいりたいというふうに考えます。
委 員 長	よろしいですか。
1 8 番	いいです。
委 員 長	2 目他にございますか。 (な し)
委 員 長	なければ先に進みます。 3 目温水プール運営費、4 目学校給食費。 11番。
1 1 番	学校給食センターの配送用コンテナ整備事業なのですが、これですべてコンテナは古いというか、使い物にならないのは更新されたのでしょうか。
委 員 長	給食センター所長。
給食センター所長	懸案でありましたコンテナにつきましては、11台すべて新しいものにかえさせていただきます。
1 1 番	いいです。

委 員 長	他にございますか。
	（な し）
委 員 長	なければ先へ進みます。
	11款公債費、1項公債費、1目利子。
	ございませんか。
	（な し）
委 員 長	12款、1項、1目給与費。
	3番。
3 番	ちょっとお伺いしますが、管内の自治体の中、全体ではないですよ。議会の中でこういうやりとりがあったのです。 今回の給与の減額について、国の方から減らした分については保留財源として扱えと、さらに交付税で減額措置をするのだということが論議の中で出てきているようであります。これは新聞報道でありますから、そういう点で厚岸町ではありますか、そういうことが。
委 員 長	行財政課長。
行 財 政 課 長	早い情報の中で普通交付税の減額算定という話もあったやに報道されたというふうに聞いておりますけれども、11月末日時点で普通交付税の全額を既に収入して入っておりますし、交付税自体の、今時点での減額、さらにはそういう留保という話については、今の段階については、私どもとしては聞き及んでいないというふうに思っております。
委 員 長	3番。
3 番	私も確認してみましたが、留保財源というのははっきりしないのですけれども、交付税から減額するということ、何か来年減額するのだというような答弁のようではありますが、これはおかしいのですよね。地方交付税法の建前からいって、そういう筋合いのものではないわけですから、需要額、収入額ともに決められた法則に従って計算をして、そして来年の7月に次の年の地方交付税が確定するという仕組みになっているわけですから、いかがでしょうか。
委 員 長	行財政課長。
行 財 政 課 長	おっしゃるとおりだと思います。 ただ、常に普通交付税は交付されてございます。その中で委員ご承知のとおり、

交付税と臨時財政対策債の因果関係がございまして、臨時財政対策債自体はまだ最終的に借り入れ決定がなされていないわけございまして、そういう意味での、現金という話の中で調整があるやの話も、私どもとしては注意をしながら関心を示しているところでございます。

ですから、基本的には交付税、その年の給与財源としては、会計としてはプラス・マイナス・ゼロということであります。マイナス改訂がなされたということがありますから、それは今年度終わった話というふうに理解をしております。

委員長 3番。

3 番 そうするとあれですか、交付税の措置はないけれども、臨時財政対策債で減額をする可能性はあると、こういうことですか。

委員長 行財政課長。

行財政課 全体的な、今の我々の情報として気をつけなければいけないのは、臨時財政対策債も含めて、これは収支のバランスをとっているわけでございますから、我々としてはそういうことがないというふうに信じておりますけれども、そういう情報も一部あるということです。注視をしているという状況であります。

委員長 3番。

3 番 あなた、進むも地獄去るも地獄と、どちらを向いてもだめなんだわ、これ。そうでしょう。財政にとっては大変な問題ですよ、これは。あるかないかわからないという話だから、ないようにがっちり要求していただきたいということであります。

委員長 行財政課長。

行財政課 いずれにいたしましても、今委員のおっしゃいますとおり、これを含めて、財政計画も含めて、平成14年度をたてられているわけでございますから、いずれにいたしましても、我々といたしましては、この財政、当初言われている臨時財政対策債を含めて確保に向けて全力を挙げてまいりたいというふうに思います。

委員長 3番。

3 番 この前、条例審議のときに助役は、財源をどうするのだと聞かれて、削った分について、いやいや借金を返すのに使います、こうおっしゃったんですよ。借金も返せないのではないですか。

委員長 助役。

助 役 私が、過日答弁させていただいたのは、普通交付税が絡んで云々という話ではな

くて、ここで浮いた財源として出てくるものを、これをどういうふうに取り扱うのだというご質問があった際に、その14年度以降の財源とするために財政調整基金、あるいは減債基金というものに積み立てておきたいというふうにお答えを申し上げました。

委員長

3 番。

3 番

いや交付税には絡んでないのですよ。今お聞きのように、減らされるかもわからないと、そういうことになれば、普通交付税に絡もうが絡むまいが、この財政調整基金に回すとか何とかということは、確定的なこととして言えないわけですよ。そのことを言ってるのです。

委員長

助役。

助 役

再度ご答弁させていただきますが、私も今委員がおっしゃるとおりの認識でおりまして、その地方交付税がどうなるこうなるという観点で、この今回上げさせてもらった財調の基金積み立て、あるいは減債基金の積み立てというふうなことをさせていただいているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長

よろしいですか。

3 番

いいです。

委員長

給与費他にございませんか。

(な し)

委員長

なければ 130ページから 133ページまでは給与費明細書であります。

ございませんか。

(な し)

委員長

なければ以上で歳出を終わります。

次に、1 ページにお戻り願います。

第2条 債務負担行為の補正、5 ページをお開き願います。

ございませんか。

(な し)

委員長

なければ1 ページにお戻りください。

第3条 地方債の補正、6 ページ、7 ページ。

ございませんか。

(な し)

委 員 長	なければ総体的にございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ、以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。 本案は討論を省略し…… (「討論」の声あり)
委 員 長	討論があります。 これより討論を行います。 まず、本案に反対者の発言を許します。 3 番。
3 番	職員の給与条例審議の折に反対をしてまいりました。その予算が今回上程されているわけであります。 今回の給与の減額は、地域経済への影響が非常に大きいものがある。今の不況の中で消費をさらに冷え込ませるものではないのかと。それから、労働基本権を抑制した人事院の勧告制度、これがマイナスの勧告というのは代償機関としての機能を否定したものに相違ないわけであります。 さらに、これはあなた方も強く否定をしておりますが、いかに否定しようとも不利益不遡及の原則に反する減額であります。 以上のような、給与減額の予算を含む平成14年度厚岸町一般会計補正予算には反対をするものであります。
委 員 長	次に、本案に賛成者の発言を許します。 9 番。
9 番	この補正予算は、私たちはこれで適正なものと考えます。 確かに人件費はさかのぼってとは言いません。年間込みで今後調整をすると、受けるときもさかのぼったと、受けるときにさかのぼっていいけれども、減らすときはさかのぼってはいけなと、さかのぼってはいませんね。年間のあれとして、これから調整するのでありますから、私はそれは一つの適法ではないのかなと思います。 法は社会のためにあるものであつて、法のために社会があるものではないと、基本的な法の理念でございますので、私は、今それを論じることは適当でないと。現

在の国際情勢、日本の情勢、我が町の財政状況を見ましても、これに示された補正案は適当なものであると。

以上申し上げて、賛成の意を表するものでございます。

委 員 長

他に討論はございませんか。

(な し)

委 員 長

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案のとおり、可決すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委 員 長

起立多数であります。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

委 員 長

次に、議案第96号 平成14年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページをお開きください。

歳入から進めてまいります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金。

4款……

(「3番」の声あり)

委 員 長

今あれですか、2目の方ですか、1目の……、財政調整交付金……

(「いや、いいです。どこでもいいと言ったらちょっと

語弊あるけれども」の声あり)

委 員 長

それでは、この1目でいきます。

3番。

3 番

委員長、国保のことに関する事で、やや議題から外れるかもわかりませんが、ともよろしくお願ひしたいのですが、問題は、この資格証明書と短期保険証の発行の問題であります、現在は発行しておりませんね。

委 員 長

町民課長。

町民課長	交付しておりません。
委 員 長	3 番。
3 番	来年度以降もぜひ堅持していただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょう。
委 員 長	町民課長。
町民課長	お答えを申し上げます。 質問者がおっしゃる部分につきましては、非常に保険税の納付の困難な世帯のお話だと思いますが、制度そのものは基本的には資格証明書なり、短期証を交付をするという仕組みでつくられておりまして、問題は運用の中でどういう運用をしているのかということが、私どもに求められているのだというふうに思っています。 そういう意味では、従来どおり、滞納があったから即そういう対応をするということではなくて、納税相談等の別の枠での努力をまずしていくのだということを基本に進めていきたいというふうに考えております。
委 員 長	3 番。
3 番	言われるとおり、国民健康保険法で資格証明書や短期保険証については、法的な拘束力を持たなかったけれども、その後法に組み込みましたよね。結局やらなければならないというふうな方向に来ているわけであります。 しかし、今課長がおっしゃったように、運用については柔軟性を持たせるということで今までも対処してきたと、そういう方向でぜひ対応していただきたいというふうに思うわけであります。 資格証明書や短期保険証のことについて、ここで繰り返して申し上げることは、私はないと思うのです。既にご承知のことですから……。
委 員 長	町民課長。
町民課長	大枠のフレームといたしましては、そういう認識で進めております。 例えば、全く滞納に対するこちら側の働きかけに応じないとかというケースが出てきた場合には、これは税務担当の方も含めて、私どももそれなりの対応を検討せざるを得ないというふうには思っておりますが、今のところそういう事例もございません。 そういう意味では、今後も個別の対応の中で努力をしていきたいというふうに思

	っております。
委 員 長	3 番。
3 番	悪質な滞納者という解釈については、厚生省時代に見解が明らかにされております。それはご存じですね。
委 員 長	町民課長。
町民課長	当時の通知そのものは承知をしておりません。
	ただ、現時点で私どもが認識といいますか、もしこういうケースが出てきた場合という想定の中には、こちら側の催告に一切応じていただけない、支払い能力が全くないわけではない、そういった状況の中で、では全額一斉に納めてくださいということではなくて、計画的に納めていただく計画づくりはできないでしょうかといったスタンスで、私どもも対応せざるを得ない。
	そういった私どもの対応に一切応じていただけないというケースが出てきた場合という想定の中で、悪質滞納者という言葉も、ひとり歩きではないですが、ケースとしてはそういう場合が含まれるのではないかというふうに認識をしております。
委 員 長	3 番。
3 番	そういうものが示されておりますので、十分調査研究をなさって運用していただきたい。
	以上であります。
委 員 長	町民課長。
町民課長	承知をいたしました。
3 番	よろしいです。
委 員 長	他に 1 目ございませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ先へ進みます。
	4 款 1 項 1 目療養給付費交付金。
	ございませんか。
	(な し)
委 員 長	8 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金。
	ございませんか。
	(な し)

委 員 長	歳入を終わります。 歳出に入ります。 1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、2 目退職被保険者療養給付費、3 目一般被保険者療養費、5 目審査支払手数料。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	3 款 1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、2 目老人保健事務費拠出金。 4 款 1 項 1 目介護納付金。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ次に進みます。 10ページから13ページまでは給与費明細書であります。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	総体的にございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ、以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。 本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
委 員 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
委 員 長	次に、議案第97号 平成14年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

歳入歳出予算の補正、4ページをお開きください。

歳入からまいります。

5款1項1目繰入金。

ございませんか。

(なし)

委員長

なければ歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2款水道費、1項1目水道事業費。

ございませんか。

(なし)

委員長

8ページから10ページまでは給与費明細書であります。

ございませんか。

(なし)

委員長

なければ総体的にありませんか。

9番。

9番

今、私が質問しようとするのは、さっきの一般会計もそうですし、この各会計ともそうなのですが、正しいとか正しくないとかは別にして、ちょっとお願いがあるのですが、歳入歳出予算補正とございますね、第1表。こういうのは各会計ともあるのですが、その中に総額 3,934万円ですか、3,900万 2,000円にすると、33万 8,000 円の減額と、これはいいのですが、歳入合計と下にございますね。これはここに表示されてないその他の、あるからこういう会計になるのですね。3,900万円になったと、わかります。確かにこれは今度の補正に関するものだけ書いてあって、まだ補正されないものがあるから、合計 3,934万円から33万 8,000円引くと 3,900万 2,000円となると、こういうことですね、内容は。

わかるのですが、できたら補正されない金額も簡単に書いて、そして合計となればわかりやすいのですが、これはどんなものなのでしょう。

ただ、これはどこの会計も共通する問題ですから、これは違反だとか何か言いませんよ。そういうことではなくて、あらわし方としていかがなものかと思うのです。

次に、これ別に下水道会計なんかやはり皆同じなのです。表示の仕方が、補正部分だけ書いて最後に締めれば間違いないのですが、この場合、合計とここに

書くものではなくて、この部分だけ書くので、この部分だけの合計はこうでしょうが、別だけれども、歳入合計となれば、もうちょっと足した数が合わなければ、普通は歳入合計となりませんな。これは補正の部分だけ書いて、これはわかるのですが、ただ書き方として、もうちょっとそうした方が親切心があるのではないかと、我々みたいな理解度の薄い者もわかりやすいのではないかと、こう思うものですから、どんなものかということを質問しているのです。

委員長 行財政課長。

行財政課 今のご指摘含めて、手書きのときには、実はこの補正されない金額何千何百万円もしくは何億何千万円という数字が入っていたかというふうに思います。

ただ、今年財務会計システムということで、コンピューター化したがためのこの補正されない金額という部分の表示ができ得ていないということであります。

ただ、システムの、私もこのシステム動かして1年足らずなのですが、その辺のことが表示できるかどうかを含めて、ちょっと研究させていただきたいというふうに思います。

言わんとしていることはわかりますので、できますならばそうしたいのですけれども、1足す1が2みたいなコンピューター的なシステムに入っているものですから、そういうことができるかどうかを含めて、いまいち研究させていただきたい。ちょっとそういうできるできないということは、今は即答を避けさせていただきたいと思います。ちょっと研究をさせていただきたいと思います。

委員長 9番。

9 番 これは、各会計ともこのような表示になっておりますね。含んでちょっと考えてみてください。研究してみさせていただきたいと思います。

委員長 行財政課長。

行財政課 確かに、すべての会計がそうになってございますので、その辺のことを取り入れようとしたらすべての会計がそういうふうになるというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

委員長 よろしいですか。

(なし)

委員長 他にございませんか。

(なし)

委 員 長 なければ以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委 員 長 次に、議案第98号 平成14年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条 歳入歳出予算の補正、4ページをお開きください。

歳入からまいります。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金。

2款1項国庫支出金、2目医療費負担金。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金。

ございませんか。

（な し）

委 員 長 歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

3番。

3 番 ここで償還払いについてお伺いをしたいというふうに思います。

12月の広報の17ページに、国民健康保険、それから老人保健の医療費療養費の払い戻し、こういう欄がございます。私これを見て、これはいわゆる償還払いそのものです。そのものというのは、何ら軽減の措置等がとられてない。軽減というのは、例えばお年寄りの事務の負担を軽減するとか、こういう点についての措置が全然講じられてないなというふうに思うのですが、その点いかがですか。

委 員 長 町民課長。

町民課長 お答えを申し上げます。

9月の議会のとときにも医療費制度の改正のご議論がございました。その時点でも高額医療に係る分の償還について、町として努力をするべきではないのかというご

意見をいただいております。その時点で申し上げておりましたのは、国民健康保険で言います一つの医療機関で幾ら以上という仕組みではない方向で、いわゆる2割負担の問題でありますとか、1割負担そのものも階層がございまして、一般扱い、それからさらに低所得者の扱いがあると、家族に異動があることによって国民健康保険の場合はその負担割合そのものも算定をし直してというようなことをいろいろ申し上げながら、現時点ではいわゆる委任払いのようなものは導入できないのだということでお話を申し上げたと記憶をしております。

そういう意味で、そのときいただきました、では、町がやろうとする制度について、もっと周知をすべきだというご意見をいただきまして、その具体的なものとして広報紙で10月、11月という形で周知をさせていただいたということで、質問者おっしゃるように、この2カ月間の中で具体的に私どもが実務として受給者の方々の手続に軽減を導入できるという材料そのものが見えてないという中では、9月末の時点、あるいは10月1日改正時点での町の取り組みについて周知をさせていただいたという中身でございます。

委員長

3番。

3番

それで、時間もたっておりますから、一つ一つどうだどうだというふうにはお伺いをしないでまとめてお伺いをしますが、一つは10月1日から医療費が上がり、償還払いが高齢者にも導入されると。こういうことになったのですが、実は厚生労働省の保険局総務課長名で都道府県、政令市、これに通知が出されたと、都道府県は当然市町村にもそれを通知しなければならないのですが、その中身なのですが、従来は高額医療の請求というのは1カ月ごとにそれぞれの自治体で行われていたと、窓口で行うことになっていたと。

ところがこの通知によりますと、申請手続が1回で済むようにして高額医療費分を高齢者の指定口座に振り込むようにすると、これはありますね。それから高額医療費の申請漏れを防ぐために、窓口負担が限度額を超えた人には高額医療費の支給対象となることを知らせると。それから高齢者の事務負担を軽くするために、申請時に受診状況の申告や領収書の添付を求めない。それから医療機関などの代理人による申請を求めると。

ですから、例えば厚岸町立病院と、それから高額医療費の償還の対象になっている人との間で契約を結ぶ、言ってみればそういうことで、町立病院が代理人になっ

て申請手続をして、そして医療費を受け取ると。

それから、同一世帯に複数の高齢者がある場合は、申請書1枚にまとめる。簡素化の対象は9月30日までに70歳になる老人医療の対象者というふうな通知があったと。

もう一つは、限度額を超えた患者については、市町村に対して償還される金額を世帯ごとに合算して伝える方法を準備しているのだと。これは今行われているのではないかと思うのですけれども、そういうことについてはいかがですか。

委員長

町民課長。

町民課長

厚生労働省の通知が都道府県なり政令市にこういう趣旨で来ているぞという中身については、私どもも承知をしております。

それで、先ほどの厚岸町は償還払いで通常の申請行為でやっていただきたいという範囲から、研究する材料として、今質問者からおっしゃっておりますような申請は1回にして、あとは国保連合会なりが集計をするデータを使って支払いを、実質的に進めていくという方法についても、例えば札幌市でありますとか、近くは釧路市も一々申請を毎月してもらうことによって、窓口の業務の煩雑化という問題も含めて検討をされたようでありまして、そういったことも具体的に検討をされております。

私どもは、そうした方法を、いわゆる高齢者の方々の申請手続そのものを簡素化する一つの材料として、非常に関心を持たせていただいておりますが、具体的に10月診療分の国保連合会へ集まるデータを具体的に町村段階でどういったものがいただけるのかということも含めて、実は注目をしていたわけでありましたが、質問者後段の方でおっしゃっているように、世帯別の、特に国民健康保険の場合は老人の方も含めて世帯全部まとめてというような図式になっているものですから、そういったデータがきちっと出るのかどうか。

それから、10月分のまとめとして外来で幾つかの病院にかかりましたと、その一つ一つのケース、小さい医院でありますと1カ月3,200円までの負担をして幾つかの病院にかかる。そういった3つ、4つかかった医療データが、例えばAさんという方の1カ月分のものとして集計がされるのかどうかということも注目しておりますが、今の段階ではなかなか、スタートしたばかりということもありまして、国保連合会の電算処理システムも思うように進んでないようだということがあります。

そういう意味で、10月分の1件1件といいますか、入院で高額医療の対象になったものですか、入院外で1件で高額の対象になりましたものというのは、データとして私どもも入手したのですが、これはこれだけではないだろうと、先ほど言いましたように、入院外で幾つかの医療機関をかかったというもののデータが集計できなければ、私どもが次の手法として考えております申請は1回でいいのですよ、あとは集まるデータをもとにして償還払いをかけていきたいと思いますといったことも不可能になるものですから、ある意味では私どもの事務処理の環境も含めて、連合会にこういったものを出してほしいと、データとしてほしいのだということも含めて、さらに研究をしていきたいというふうに思っております。

委員長

3番。

3番

結局、この一つの軽減措置として入院と外来を合算する。あるいは世帯で合算するという措置が講ぜられて、これはある軽減につながるのですね。

だけど今おっしゃったことを聞くと、なかなかそこまでまだいってないのだと、システムの方が。それで把握しづらいと、こういうようなことなのですね。

それは順次解消されていくのだろうと思うのですが、もう一つ話を進めますと、実は道の問題なのですが、9月の段階で道議会でやりとりが行われていて、国保の高額療養費の受領委任制度のように、今回の老人医療費の限度額を越えた部分について市町村の判断で同じような方法がとれると考えるがどうなのかと質問をしたところ、それに対して堀知事が、対象が高齢者であることから、市町村において申請手続の簡素化や医療機関など本人以外の代理人による申請といった受給者の利便に配慮したきめ細かな対応が図られるように周知していく。ということで医療機関による代理人申請が可能だという見解が、ここで示されているわけなのです。

これは、結局その病院窓口であらかじめ代理受領の書類を医療機関と患者が取り交わしておけば、限度額を超えた分は払わなくても済むということを意味しているのではないだろうかということなのです。

だから、私が町立病院にかかったと、町立病院との間に町立厚岸病院が私の代理として高額医療費の償還分を医療機関に受け取ってもらおうと、こういう制度なのですね。

さっき言った厚生労働省の通知では、高齢者本人による申請が困難な場合は代理人による申請を認める。ということだけ言われていて、医療機関については触れてな

いということがあるのです。だけど、その後厚生労働省は違法ではないというふうな言い方をしているというふうなことが言われています。

その後、9月30日にこの北海道は保健所を通じて市町村に周知するために、この議会のやりとりを、会議録をつけて申請手続の簡素化など対象者の利便に配慮したきめ細かな対応が図られるように、こういう異例の通知を出したということなのであります。

だから、言ってみれば建前としては受領委任に類する形は容認推奨はできないが、実態としては認めざるを得ないということではないのだろうかということなのですが、この辺はいかがですか。

委員長

町民課長。

町民課長

お答えを申し上げます。

今の9月の道議会での知事とのやりとりの内容、それから9月末に北海道が各保健所を通して市町村に周知のあった件ということでお話がありました。

申請手続が困難な方の、いわゆる医療機関の代理人申請そのものは、私どもは必ずしも家族がいるわけではない、それから自分の体も自由に動けない、動かすことができないとかという想定の中では、だれかが代わってそうした医療費の高額部分の払い戻しについての手続をせざるを得ないということは、実態として十分認識しておりますから、そういう意味ではその代わりの作業をなさる方が医療機関なのか、別な知人の方なのかという問題もこれから出てくるかと思えますけれども、医療機関に関しては、特に問題はないだろうという認識でおります。

それは、前段申し上げました申請は年1回、あとは私どもがデータとして集めます高額医療に関するデータをもとに手続をしていただいた口座に振り込むという作業と、趣旨的にはそんなに変わらないだろうというふうに思っております、そういう意味では、必ずしも現金を支払いをして領収書が存在をする等々の固定的な状況そのものを、私どもが条件にする必要はないだろうというふうに思っておりますので、受領の委任については、これから具体的なケースも出てくるとは思いますが、今の時点ではそう大きな問題ではないのではないかとこのように思います。

後段の、いわゆる保健所を通しての北海道の見解であります。私どもは厚生労働省の、いわゆる原則償還払いという通知も含めて認識する中では、市町村の立場そのものを、北海道の段階で安易に委任払いができるのだというような認識の中で

動かれては大変迷惑であるということも北海道には率直に申し上げました。個別の問題は市町村の段階でそれぞれ努力をさせてもらうべきであるということで、先ほど申し上げました、基本的には償還払いで今進まざるを得ないのですが、軽減になる方策を研究しながら、私どももこれから進めていきたいということでもありますので、この辺でご理解をいただければと思います。

委員長

3番。

3番

限度額を超えた支払いについては、これは市町村の判断でやるということですね。

そこで、この点については非常に複雑なのですね。今度の医療制度の改正というのは、なかなか難しい面があると思うのですが、面倒なのがこの特徴になっているということでもあります。

それで、外来の場合は、例えば2割負担の人が4万200円、それから1割負担の人が1万2,000円、これは外来の限度額、それから低所得者は8,000円ということで、この外来の場合はそう限度額を超えるというのは多くはないのではないかと思います。急性疾患などのときには、実際に診療が終わってみなければ幾ら払うのかわからないという問題もあると。

さっき言ったように、世帯の中での合算、それから医療機関がかわっても合算で計算されると、こういうような軽減措置もとられているから、この前お伺いしますと、今まで申請が10件にも満たない数だというふうにお伺いをしています。

そういう中で、やはりおっしゃったように、調査研究をなさって何とか限度額の超過分を窓口で払わなくても済むような方途を考えていただけないかなというふうに思うのです。明らかに限度額を超えるというふうな重い病気の場合、お金がかかると予想されるものについては、あらかじめ患者さんが医療機関と代理人の契約をするというようなことも可能ではないかというふうに思うわけですが、それから合算の場合、医療機関が違う場合は、ではどの医療機関が代理の窓口になるのか、こういう問題もあるのではないかというふうに思います。

代理人による受領というのは、これは患者と代理人の問題でありますから、厚岸町はいいとか悪いとか言わなくてもできるわけです、言ってみれば。しかしどの医療機関でもそのことができるということにするためには、今乳幼児医療費の現物支給のように、医師会の単位で厚岸町は話し合って決まるということも必要になるの

ではないのかなというふうに思います。

そういうふうに、おいそれと簡単にいかない面もあるかと思うのですが、それで十分調査研究をなさって、高齢者が超過分について窓口で払わなくても済むように、ひとつぜひ考えていただきたいなというふうにと思いますが、いかがですか。

委員長 町民課長。

町民課長 いろいろな障害となるべき課題がたくさんある中で、前段おっしゃっていらっしやいました代理委任の部分であります。これは患者さんと医療機関の契約にかかわることでもありますから、おっしゃられるように、私どもがどうのこうの言う立場ではないというのは同じ認識であります。

今、提言されました複数の医療機関が存在する場合、どうするのだという問題も、私どももここが非常にネックになっているところでありまして、これから管内の、あるいは全道、全国レベルのいろいろなケースを情報収集しながら、手法としてどういう方法が可能なのかどうかということも含めて、研究をさせていただきたいというふうに思っておりますので、その辺でご理解をいただければというふうに思っております。

委員長 3番。

3 番 今言いましたように、何回も同じことの繰り返しですが、今までは償還払いでなくて70歳以上については、今回新たに導入されるものですから、若い方は皆さん償還払いでやっておられるのですが、特にその辺を考慮していただいて、ぜひ窓口で払わなくても済むような方法を実現していただきたいと、重ねてお願いをして質問を終わります。

委員長 町民課長。

町民課長 委員おっしゃるように、今回の医療制度の改正では受診者はもちろんであります、私ども事務を担当する側でも非常に多くの課題を預けられました。

そういう意味では、受診者の方、町民の方がいろいろな事務処理をしていく上で、いかにその作業を、軽減をできるのかというのは私どもの検討すべき課題だというふうに思っておりますが、前段申し上げましたように、私どもが検討していく上での集め得るといいますか、収集し得る情報、世帯で一緒に出ないのかと、それから入院外で4つ5つの医療機関にかかった場合のまとめ方も、改めてシステムを組まなくても収集することは、データとしてまとめることは可能だというふうに思っ

	おりますから、具体的な電算処理をします国保連合会の方と、そういったデータの収集についての研究もお互いにしながら進めていきたいというふうに思っております。
3 番	いいです。
委員長	よろしいですか。 他に1目ございますか。 (なし)
委員長	なければ先へ進みます。 2款1項医療諸費、1目医療給付費、2目医療費支給費、3目審査支払手数料。ございませんか。 (なし)
委員長	総体的にございませんか。 (なし)
委員長	なければ以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。 本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
委員長	次に、議案第99号 平成14年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。 第1条 歳入歳出予算の補正。 6ページをお開きください。 歳入から進めてまいります。 1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道費負担金。ございませんか。 (なし)
委員長	3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金。

	ございませんか。 (な し)
委 員 長	先へ進みます。 5 款 1 項 1 目繰入金。 ありませんか。 (な し)
委 員 長	6 款諸収入、2 項 1 目雑入。 ありませんか。 (な し)
委 員 長	7 款 1 項町債、1 目下水道債。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ歳出に入ります。 1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	2 目管渠管理費、3 目処理場管理費、4 目普及促進費。 ありませんか。 (な し)
委 員 長	先へ進みます。 2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費。 11 番。
1 1 番	ここでお尋ねしたいのは、今の公共下水道の管渠の事業が町内各地で行われているのですけれども、この工事なのですから、夜間は何時までやっているのですか。一般的には。
委 員 長	水道課長。
水道課長	お答えいたします。 夜間の方なのですから、大体 6 時ころまでということでやっております。最近日は早く暮れるものですから、それらについては大体 5 時ごろでもって現場を上がるようにしております。

委 員 長 11番。
1 1 番 現在、奔渡町の旧フェリーの乗り場付近といいますか、ツルヤさんのあたりですが、あの辺りを今やっています。工事。

委 員 長 休憩します。 休憩時刻 1 7 時 4 9 分

委 員 長 再開します。 再開時刻 1 7 時 4 9 分
水道課長。

水道課長 旧フェリーの付近につきましては、下水道はやっておりません。あれは土木現業所の道路だと思います。

委 員 長 11番。
1 1 番 フェリーから真っすぐの道路です。道道というか、道道でなくてフェリーに向かう道路ですよ。フェリーの乗り場に……。

委 員 長 水道課長。
水道課長 お答えいたします。
あの道道の雨水の流末処理のために海に流す工事を北海道でやっているという内容でございます。

委 員 長 11番。
1 1 番 申しわけありません。
あれだけの工事だから、下水道工事かなというふうに思っただけなんですけれども、きちんと確認しないで申しわけありません。

それで、そうすればちょっと悪いのですけれども、外れちゃって申しわけないのですけれども、町の方をお願いしたいのですけれども、最近が高潮、冠水というようなこともあるのかどうなのか知りませんが、あそこで行われている工事が夜の11時まで工事をする日も出ているということなのです。

だから、そうすると住民の生活に支障を来すようなことにならないのかなというふうに思うのですけれども、こうこうと夜間に電気をつけて、ある意味では非常識かなというふうに思うのですけれども、その辺では住民の苦情などはなかったものでしょうか。

委 員 長 建設課長。
建設課長 土木現業所の歩道整備に伴う、その中での排水工事なのですけれども、結局夜の

潮でないと水が入って入って仕事にならない状況になったものですから、あの何日間は夜の仕事で排水のベースを打ったり何か、夜仕事でやらざるを得ないという形の中で夜間作業を行ったと。今現在は当然もうその部分のベースは終わっておりますので夜間仕事はない。たまたま潮回りにどうしても海がすぐ近いという形なので、大きなポンプでかいてもかき切れないくらいの水が入ってくると、それだから日中仕事にならないと、それで夜引き潮時期をねらって作業をしたという形で、土現さんからそのように聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

11番。

11番

ただ、都合でそれをやるのはある意味ではそれは仕方がないのかなと思いますけれども、やはり住民に了解を得るというか、そういうことが大事ではないのかなあというふうに思うのですが、そういう点ではどうだったのでしょうか。

委員長

建設課長。

建設課長

当然、工事を施工するに当たっては、施工業者もさることながら、当然そういう一番、住民生活にかかわることですから、当然周知して実施しているという形で私どもは理解しておりましたので、当然地域住民によりしくということになりますという形で周知してやったという形で聞いております。

委員長

11番。

11番

その夜仕事をするというのは、なるというのはいいいわけ、だけどこのくらいはわかりますよとか、こういう迷惑をかけますよということが、やっぱりきちんとしてないと、11時までやられるということになると、一般的には、ある意味では仕事をやる上ではそれは必要かもしれないけれども、常識の範囲をある意味では超えるわけでしょう。

一般的に大概、いやまだそれから何軒もいろいろあちらこちら伺って歩くにしても、中にはいるかもしれないけれども、一般的にはその時間というのは、もうみんな就寝する時間ですよ。その辺ではやっぱりきちんとした対応をしなければならないのではないのかなというふうに思うのですが、いかがですか。

委員長

建設課長。

建設課長

当然、現場をやる上ではそういう地域の方々の生活と一緒に中で工事をやっていきますから、やはり地域の方々の協力を得ながら進めなければいけないという形の中では、今質問者が言われるとおり、やはり施工に当たっての十分注意、配慮、そ

いう意味では地域の方々に知らせる義務をちょっと手落ちがあったのかなという形で、いずれにしても、北海道さんの方からは、そういう形で夜やらざるを得ないという形でうちの方では報告を受けてましたので、いずれにしても対応の仕方については、北海道さんの方にも一応そんな関係については申し出しておきたいと思います。

11 番 いいです。

委員長 よろしいですか。

1 目他にございますか。

(な し)

委員長 なければ先にへ進みます。

3 款 1 項公債費、2 目利子。

ございませんか。

(な し)

委員長 16 ページから 18 ページまでは給与費明細書です。

ございませんか。

(な し)

委員長 なければ 1 ページにお戻りください。

地方債の補正、3 ページ、4 ページ。

ございませんか。

(な し)

委員長 なければ総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第 100号 平成14年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

歳入歳出予算の補正、4 ページをお開きください。

歳入から入ります。

第 1 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目生産物売払収入。

ありませんか。

(な し)

委員長 なければ歳出へ入ります。

1 款 1 項 1 目事業運営費。

ありませんか。

(な し)

委員長 次に進みます。

2 款 1 項 1 目予備費。

ありませんか。

(な し)

委員長 8 ページから10ページまでは給与費明細書であります。

ございませんか。

(な し)

委員長 なければ総体的にございませんか。

(な し)

委員長 なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第 101号 平成14年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

	歳入歳出予算の補正、6 ページをお開きください。
	歳入から入ります。
	2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金。
	ありませんか。
	(な し)
委 員 長	2 目事務費交付金、5 目介護保険事業費補助金。
	(な し)
委 員 長	先へ進みます。
	3 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金。
	ございませんか。
	(な し)
委 員 長	先へ進みます。
	4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、2 項道補助金、2 目介護給付費補助金。
	6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護保険準備基金繰入金。
	ございませんか。
	(な し)
委 員 長	8 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入。
	ございませんか。
	(な し)
委 員 長	9 款 1 項町債、1 目財政安定化基金貸付金。
	(な し)
委 員 長	なければ歳出に入ります。
	1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 項徴収費、1 目賦課徴収費。
	(な し)
委 員 長	次に進みます。
	1 款総務費、3 項 1 目介護保険認定審査会費、2 目認定調査等費。
	ございませんか。

(な し)

委 員 長

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、2 目施設介護サービス給付費、3 目居宅介護福祉用具購入費、4 目居宅介護住宅改修費、5 目居宅介護サービス計画費、6 目審査支払手数料。

ございませんか。

(な し)

委 員 長

2 項 1 目高額介護サービス費。

ございませんか。

(な し)

委 員 長

次に、14 ページから 17 ページは給与費明細書であります。

ございませんか。

(な し)

委 員 長

なければ 1 ページにお戻りください。

2 条 地方債補正です。3 ページ、4 ページ。

ございませんか。

(な し)

委 員 長

総体的にございませんか。

(な し)

委 員 長

なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委 員 長

次に、議案第 102 号 厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

歳入歳出予算の補正です。4 ページをお開きください。

歳入から入ります。

	1 款サービス収入、1 項介護保険費収入、1 目居宅介護サービス費収入、3 項 1 目自己負担金収入。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	8 款 1 項 1 目繰入金。 9 款 1 項 1 目雑入。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ歳出に入ります。 1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅支援サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費、3 目訪問入浴介護サービス事業費、4 目短期入所生活介護サービス事業費。 (な し)
委 員 長	なければ先へ進みます。 2 項施設サービス事業費、1 項施設介護サービス事業費。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	14ページから17ページは給与費明細書であります。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	総体的にありませんか。 (「なし」の声あり)
委 員 長	なければ以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。 本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
委 員 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第 103号 平成14年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第 2 条 業務の予定量。

ございませんか。

(な し)

委員長 次に、第 3 条 収益的収入及び支出、9 ページをお開きください。

収益的収入からまいります。

1 款水道事業収益、2 項営業外収益、1 目他会計補助金、2 目雑収益。

ございませんか。

(な し)

委員長 収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、2 目配水及び給水費、
4 目総係費。

ございませんか。

(な し)

委員長 2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費、3 目消費税及び地方消費税。

ございませんか。

(な し)

委員長 1 ページへお戻りください。

4 条 資本的収入及び支出、10 ページをお開き願います。

資本的収入からまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債。

ございませんか。

(な し)

委員長 先へ進みます。

3 項出資金、1 目他会計出資金。

ございませんか。

(な し)

委員長 5 項他会計補助金、1 目他会計補助金。

ございませんか。

	(な し)
委 員 長	資本的支出に入ります。 1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目建設改良費。 ございませんか。
	(な し)
委 員 長	2 ページへお戻りください。 5 条 企業債。 ございませんか。
	(「なし」の声あり)
委 員 長	6 条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費。 ございませんか。
	(な し)
委 員 長	7 条 他会計からの補助金。 ございませんか。
	(な し)
委 員 長	8 条 棚卸資産の購入限度額。 (「なし」の声あり)
委 員 長	5 ページは資金計画であります。 ございませんか。
	(な し)
委 員 長	6 ページから 8 ページは給与明細書であります。 ございませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ総体的にありませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ以上で質疑で終わります。 お諮りいたします。 本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)

委 員 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
委 員 長	次に、議案第 104号 平成14年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。 1 ページ、第2条 業務の予定量。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	第3条 収益的収入及び支出に入ります。 9 ページをお開きください。 収益的支出からまいります。 1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費、2 目材料費、3 目経費、4 目減価償却費。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	5 目資産減耗費。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	次に、2 項医業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	3 目医療技術員確保対策費、5 目消費税及び地方消費税。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ1 ページにお戻りください。 次に、資本的収入及び支出です。12ページをお開きください。 資本的収入からまいります。 1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、2 項補助金、1 目国庫補助金。 ございませんか。 (な し)

委 員 長	資本的支出に入ります。 1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費、2 項企業債償還金、1 目企業債償還金。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	2 ページへお戻りください。 第 5 条 企業債。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	第 6 条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	4 ページは資金計画であります。 5 ページから 8 ページは給与明細書であります。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ総体的にありませんか。 (な し)
委 員 長	なければ以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。 本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
委 員 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
委 員 長	以上で、本補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算10件の審査はすべて終了いたしました。 よって、平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。 閉会時刻 1 8 時 1 1 分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年12月16日

平成14年度各会計補正予算審査特別委員会
委員長